

## 議 事 日 程 （第 1 号）

平成29年 3 月 1 日（水曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
専第 1 号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 3 号 東白川村道の路線認定について
- 日程第 8 議案第 4 号 東白川村道の路線廃止について
- 日程第 9 議案第 5 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について
- 日程第10 議案第 6 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第11 議案第 7 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について
- 日程第12 議案第 8 号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9 号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 東白川村の職員団体の登録に関する条例について
- 日程第17 議案第13号 東白川村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 東白川村廃棄物ストックヤード施設設置条例を廃止する条例について
- 日程第19 議案第15号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第20 議案第16号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第21 議案第17号 平成28年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第22 議案第18号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第23 議案第19号 平成28年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第24 議案第20号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第25 議案第21号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第26 議案第22号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第27 議案第23号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第28 議案第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 同意第 1 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第30 同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第31 同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第32 議案第25号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第26号 東白川村条例の左横書きに関する特別措置条例について
- 日程第34 議案第27号 平成29年度東白川村一般会計予算
- 日程第35 議案第28号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第36 議案第29号 平成29年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第37 議案第30号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第38 議案第31号 平成29年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第39 議案第32号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第40 議案第33号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

---

#### 出席議員（7名）

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事兼総務課長	安江良浩	参事兼村民課長	小池毅
会計管理者	安江誠	地域振興課長	桂川憲生
産業振興課長	今井稔	建設環境課長	今井義尚
教育課長	安江任弘	国保診療所事務局長	伊藤保夫
監査委員	安江弘企		

---

#### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	安江由次
--------	------

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成29年第1回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 今井美和君、2番 今井美道君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの13日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの13日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成29年3月1日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成28年11月分、12月分及び平成29年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成28年11月分、12月分及び平成29年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成28年12月22日、平成29年1月19日及び2月23日。

3. 検査の結果 平成28年11月末日、12月末日及び平成29年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

---

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に説明いたします。

中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資する。中学校、平成29年3月7日、議員全員。

第19回東白川村保健・医療・福祉3施設合同研究会、保健・医療・福祉に資する。保健福祉センター、平成29年3月10日、議員全員。

消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火・防災に資する。はなのき会館、平成29年3月12日、議員全員。

小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する。小学校、平成29年3月23日、議員全員。

みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資する。みつば保育園、平成29年3月29日、樋口春市、桂川一喜。

なお、既に派遣を行ったものにつきましては、お手元の資料に記してありますので、報告にかえさせていただきます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合、変更事項について議長に一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで、議員派遣の件を終わります。

---

#### ◎一般質問

#### ○議長（服田順次君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

6番 今井保都君。

〔6番 今井保都君 一般質問〕

#### ○6番（今井保都君）

それでは、平成29年度予算について質問をいたします。

アメリカ合衆国のトランプ新大統領の就任で日本の経済は上向くのか、またTPP離脱宣言で日本の貿易はどうなるのか、不透明な点が多く見受けられ、日本の国益が心配されるところでございます。

さて、平成29年度の村の予算は、過去3年間の実績をもとに、村長の目指す村づくりが実現するような予算編成とされていると感じます。

重点事項を7つ上げておられますので、その中で2点ほどお伺いしたいと存じます。

まず、みのりの郷東白川株式会社の運営をされることにより、農地を守ることには大変期待をいたしておりますが、そのためにはどの程度の人の採用を予定されておられるのでしょうか。また、農家が収入を上げるためにはどのような販売方法を考えておられますか。

それから、医療・福祉整備ゾーンの計画は、財源や補助金のめどは立っているのでしょうか。村民からいろいろな意見が出ていますと思いますが、これからますます高齢化していくと思いますので、リハビリ充実を図っていただいて、収益を上げることも考えていただけたらと存じますが、いかが

でしょうか、村長にお伺いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

まず1つ目の御質問ですが、みのりの郷東白川株式会社の体制についての御質問でございます。

現在、2人の地域おこし協力隊員を採用し、経理、またみのりの郷の仕事について学んでいただいております。この2人については、募集の時点から3年間の協力隊の任期を終えても引き続き社員として働いていただくように説明をし、御理解の上でこの村に来ていただいております。

また、この会社の運営については2人に任せるわけにはいきませんので、村の農業に精通した方を専務として働いていただけるよう、めぐみの農業協同組合の組合長に、職員、またはOBや退職予定者の方を派遣いただけないかというお願いをいたしました。

めぐみの農協では、私どもの趣旨をよく御理解いただき、このことについて確約をいただいております。現在、人選を行っていただいておりますので、決定次第、また御報告ができるかと思っております。

この専務の人件費はみのりの郷から支払うこととなりますが、派遣をいただく人によって、雇用になるのか、人材派遣の形で負担金を支払い、農協のほうから支払っていただくかは今後の人材次第ということになってまいります。

当面の仕事として、水稻、田んぼの荒がきから秋耕起までの作業、現在、更新の工事を行っておりますライスセンターの運営、あるいは久須見、大口の茶園管理を予定しております。会社の役員会で、3月になりましたら協議をして決定をしてみたいと思っておりますが、会社の社員としては3人体制ということでございます。しかし、農作業につきましては、大勢のオペレーターの皆さんや作業の係の皆さんに御協力をいただいくことになってまいります。

今後、会社の新たな事業として、農業の人材バンクの機能、あるいは収益の上がることも手がけなければならないと考えております。

次に、2つ目の御質問であります農家が収益を上げる販売方法についてですが、収益が上がらなければ農業離れが起き、農地は守れないと考えます。そのため、御案内のとおり、持続可能なネットワーク事業で農家の野菜を集荷し、とれたたひろばで販売することや、ふるさと納税の還元品、またつちのこマルシェ等でも取り扱っていきたいと考えております。米については、ふるさと納税でも人気商品ではありますが、村の全部の米を取り扱うためには、集落営農を進め、統一された品質のよい米をつくっていただくように指導し、東白川の米としてブランド化を進め、つちのこマルシェを初め、イベントやアピタ、ピアゴなどの物産でもPRをしていきたいと考えております。

また、白川茶については、引き続き村内の販売先を求め、福島県等、新たな販売拡大を地道に進めてまいりたいと考えております。

次に、医療・福祉ゾーンの整備計画の財源についてとりハビリについての御質問にお答えをしま

す。

第1期の工事となります診療所及び老健施設の整備の財源でございますが、社会福祉医療施設等整備基金の積立金が3億円あり、補助金では僻地診療所施設整備補助金が約1,200万円、老人保健施設整備補助金が約1,125万円、また仮に木造で建築するとしますと、清流の国ぎふ森林環境基金事業補助金が最大3,000万円と、これらの合計で建設に係る部分として5,325万円程度が考えられております。ほかにもスプリンクラー設置等の施設整備の補助金も該当になってくると考えております。これらの補助金以外にも該当するものがないかを岐阜県、県事務所等を通じて、県の補助金窓口を探していきたいと思っております。

基金繰入金や補助金を除いた残額には、過疎債を初め有利な起債を充当できるようにと考えています。また、リハビリの充実をということで、現在は機能訓練に十分な面積の確保ができていないので、新施設では必要面積を確保し、老健入所者や外来患者に幅広く対応していくとともに、訪問リハビリも積極的に実施して、収益の向上につなげていきたいと思っております。

また、職員の高齢化による世代交代も視野に入れ、新施設開所にあわせて採用計画を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今答弁をいただきました。

まず、みのりの郷東白川株式会社でございますが、去年の4月1日で設立をされて、おおむね1年がたとうとしているわけですけれども、私は見ておりますと、28年度中に役場から正規の職員の募集があるのかなというふうに思っておりましたけれども、地域協力隊を雇ったり、めぐみの農協から専務として雇ったりとかして、頭だけができておっても中身の作業する人が実際にどれぐらいおるんだろうかなということをいつも不安に思っております。

例えばことしなんかの場合は、お茶の高齢化も進んで、お茶農家の方々もお茶を放棄される方もますます出てくると私は感じております。その中で、現場で働いている人を村の中で採用してもらえないと、会社だけがあっても、実際に業務として携わって、現場で働いてもらえる人が本当に何人いるのかなということを不安に思うわけでございますので、そういった作業する人の採用をどれぐらいかということを私は聞きたいなというふうに思っておりました。

それから、医療・福祉ゾーンですけれども、村長が今3億円、社会福祉整備基金であるというふうにおっしゃいました。これは今まで蓄積した基金でございますので、有効に活用するのは本当に大事なことかと思っておりますけれども、この間の集落座談会で1期工事として6億円かかるという中で3億円を使っちゃいますと、あとの2期工事でまたいろんな計画が発表されました。そうすると、その基金の中で、さて2期工事はどうなるのかなということをちょっと不安に思いました。

財政調整基金も確かに11億500万ほどあるわけですが、もう少し基金の使い方も、これから将来に向かって、せせらぎ荘とか、いろんな設備もあそこへ持ってくるという計画になっておりますので、そういった長い工事の中で有効活用すべきではないかなというふうに、1回の事業で全部使っちゃいますと、さて2期工事はどうなるのかなということをちょっと心配しておりますので、その辺の答弁をよろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず、みのりの郷の産業のところの人員の確保は、現在の水稻産業につきましては、オペレーターの皆さんを確保しておりますし、新しい人材も作業をやる中で、28年度中に新しい人にも加わっていただいて、滞りなく作業ができたということで、29年の春耕起についても、4月になりましたら早速稼働をし始めるというふうに考えております。

ライスセンターのほうにつきましては、秋になりますけれども、引き続き農協でやっておったときそのままの皆さん方を雇用していくということで継続という形でございましたので、何ら新しく誰かを雇用するということはなくして稼働ができると思っております。当然ながら人はかわっていくことですので、高齢に伴い退職等がありましたら補充をしていくという考えでおります。ただ、今、議員御指摘のとおり、新しく茶畑を会社がうけてお茶生産をやっていくというときには、労働力が必要ということでございますので、これについてはそのときに臨時雇用という形で進めていかなければならないと思っております。もう少し大きな計画をしっかりと練った上で各お茶生産組合の人材派遣等もできるような、これは今仕組みがあるわけではないわけですし、構想としては、農業に従事する人を会社で雇用して派遣をするという仕組みはつくれないかというふうに考えております。今現在、何名を雇用するという計画までは至っておりませんので、計画があるというお答えだけでございます。

それから、医療・福祉ゾーンの整備についての3億円、第2期工事は計画は持っておりますが、具体的なことはまだ何も決まってないわけございまして、まずは当面、建設用地に診療所と老人施設をしっかりと整備して、しっかりと運営ができるということが大事でございます。このために今までためてきた3億円を使う。この後の体制については、整備計画を進めていく中で基金の準備とかも考えていきますが、当面は財政運営としてはこの基金を全部使っていくというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今後のことについては、村長にはそういうことを順次研究して、なるだけ有効活用をしていただきたいなと思います。

新たに診療所、それからまた老人福祉施設を持ってくるわけですけど、老人福祉施設につきましては今15床で対応していますけれども、実際の運用の効率を見ていると、大体15床でも全員満床というのは無理だと思いますけれども、大体12床から13床で推移しておりますけれども、一体全体今度建てるのは何床ぐらいを目標に規模として考えておられるのか、その辺をもし具体的に大きさまでを村長の中で描いておりましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

老人施設のベッド数につきましては、現在、現場で総合的な面積も含めてどんな機能が必要かということ、あるいは移転に伴って病院のままであった施設を今度は診療所に変えるわけですから、無駄な面積は削っていくということ等も、今、診療所の北川所長を中心としてスタッフで協議をして、概略設計をやる業者も入れながら進めております。ベッド数については、今15床の稼働が、今おっしゃったとおり、大体それほど無理なく回っておるという状況でございますが、最低でも15床、ふやしてもプラス3床ぐらいという思いで北川所長とは調整しておりますが、もう少しスタッフの意見も詰めながら決めてまいります、残り20床以上になりますと、今度は看護単位が上がってきて雇用の問題も出てくるということですので、現在の段階のお答えとしましては、15床から18床の間でまとめていきたいかなというふうには考えておりますが、決定事項ではございません。白川町あたりから集落座談会でも御意見がありました。白川町はどういう期待をされているかという御質問があったわけですが、また一度、こちらもう少しプランが進んだら、白川町にもお話をして、サンシャイン方式のような形を考えられるのかということだけは一回確認をさせていただきたいと思いますが、どうしましても増床しますと面積がふえますので、建築費が上がりますので、これは適正な将来の東白川村の人口推計も考えながらやっていくのが一番大事なことかと考えておまして、先ほどの数字を今のところ念頭にしております。

○議長（服田順次君）

次に、4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

今回は子育て支援の充実について質問させていただきます。

村の子供たちが健やかに育っていただけることは、親にとっても大変ありがたいことですし、この村にとっても村の将来を託す子供たちが健やかに成長していただけるために、地域ぐるみで子供たちの成長を応援していくことが大切だと思います。

現在、村において、子育て支援として、保育料の無償化を初め18歳までの医療費無償化、高校生通学支援などさまざまな支援が行われていることは十分承知をいたしております。村民の皆さんの思いは、子育てへの支援をもう少し手厚くしてほしいというのが現在の村民の皆さん方の希望でもあります。

そこで、人口減少に歯どめをかけるためにも、学校の給食費の無償化を提案させていただきます。本来であれば親の姿を子供たちにしっかり見せてあげるためには、学校の給食費は親が支払うのが当然であり、理想であると思いますが、現在の不透明な社会状況では、子育てに大変な御苦勞をされているのが現状でございます。地域ぐるみで子供たちを育てていくためにも、現在の支援に加え、小・中学校の給食の無償化を進めていくことは御両親はありがたいことですし、子供たちが学校を卒業し、村を離れる折には、将来、村に戻って子育てをとという思いをより強く感じていただけるものと思います。現在、村では、医療、福祉、子育てにおきましては、県の中でも特に手厚い支援が行われておりますが、それに加え、給食費の無償化を進めることで、現在の少子化対策の一助となるものと信じております。

そこで村長にお伺いをいたします。

今後一層の子育て支援の充実を図っていくお考えがあるのか、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口春市議員の質問にお答えをします。

現在の社会状況や村の将来を託す子供たちを地域ぐるみで応援していく観点から、より一層の支援が必要の中で、小・中学校の給食費の無料化に取り組むべきではないかとの御質問でございました。議員御指摘のように、現在、村においては、さまざまな観点から子育てに関する支援施策を講じています。

ここで少し整理をして、村が現在まで取り組んできたことを紹介したいと思います。

まず、子育てに必要な費用を支援する施策として、白川高校廃止に伴う対策として、高校生通学バス支援事業の開始を平成19年から、中学3年生までの医療費無料化を平成20年から、高校3年生までの医療費無料化を平成25年から実施しております。また、自宅からの通学支援及び寮、下宿からの通学にも対応した高校生通学支援拡充事業を平成25年から、そして保育料無償化開始を平成27年から実施しています。

次に、子供の人数が少なくなることにより起因する保護者負担の軽減施策としては、社会見学や修学旅行、体験活動などの折にバスを使用する場合、人数が少ないと1人当たりの負担額が高額となりますので、バス借り上げ料などを公費負担として応援しているところでございます。

次に、子育て全般の環境整備としては、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、子育て支援室の設置を平成12年から、小学生低学年の放課後の安全で楽しい集団遊びの場として、放課後子ども教室事業の開始を平成19年から、子育て支援に関する窓口の一本化として、子育て支援係の設置を平成27年から、そして病後児保育事業の開始を平成27年から実施しています。

こうした子育てに関する各種の支援施策を積極的に推進してまいりました。これらの施策の種類と各内容は、他の自治体と比べてもかなり高いレベルになると自負をいたしております。

一方、学校給食費については、教育基本法では無償は授業料だけとされ、学校給食法では施設の

整備費や調理員の人件費等は各自治体で、保護者さんには材料費のみを給食代として負担していただいております。村では、小学生1食当たり265円、中学生は320円を月額にしますと、小学校では4,240円、中学校では5,120円を負担していただいております。また、経済的に苦しい御家庭につきましては、国の就学援助制度を活用することで負担を軽減しております。

こうした状況や観点からも、現在のところ、すぐさま学校給食費無料化については考えてはおりませんが、今後いろいろな御意見もあるかと思っておりますので、総合教育会議で検討をしたり、また保護者さんにも給食に対するさまざまな考えがあると思っておりますので、場合によりましては、PTAでの御意見の取りまとめをお願いしたりして、この件につきまして慎重に対処させていただきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

少子・高齢化社会が進む今日、人口減少に歯どめをかけられるというような対策、対応というのが今現在できていないというのが現状だろうというふうに思います。この件に関しましては、本村に限らず、多くの自治体が頭を悩ませている問題であろうかと思っておりますけれども、手をこまねいているだけでは仕方がございませんので、今できること、今やらなければならないことをしっかりやっていっていただくことが重要だというふうに思います。

また、村長はこれで中学校の卒業式に何度か出席をされて、卒業生が一旦はこの村を離れて、高校、大学、またそれぞれの目標に向かって専門学校に行かれ、また将来は、この環境のいい村に戻ってきて生活をしたというような大変うれしい言葉を聞かせてくれている子供たちがたくさんおります。

こうした子供たちが、この村に、ただ環境がいいだけでは、一旦都会に出て、都会の生活になじみますと、なかなか我々が考えているようなふうにはすぐに機転をきかせてこの村に戻ってくるようなことはなかなかできないわけですが、道路の事情も非常によくなって、美濃加茂圏内であつたら十分通勤圏内であろうと思っておりますので、こうした思い切った施策を村長が講じていただくと、少人数だからこそ取り組める、少人数だからこそやってあげられるという取り組みだと思っておりますので、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

村長が子育ての考えにどのようなお考えを持っているのか、またお聞かせをいただきたいと思っておりますし、昨年、この子育て支援ガイドというのを教育委員会が発行してくれました。こういったことも、やはり子供たち、若い人たちにしっかり知っていただく。御両親も当然子供たちに村が本当に熱心に子育ての支援をしてきているよということも伝えていただきたいと思っておりますが、村も積極的にPRをしていただきたいなというふうに思いますので、この点も含めて、再度、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

東白川で育った子供たちが進学等で一旦外へ出ましても、その後、知識や学力をつけて、社会経験も積んで、この村で活躍してくれることは、本当に村民の皆さんと一緒にお願いしたいというところは私も常々思っているところでございます。そういった思いも子供さんたちに伝えていくことも非常に大切なことということで、これで2年目になりますけれども、卒業の契機を捉えて、子供たち一人一人から村長への質問や意見をCATVの取材も兼ねて今年度も実施をいたしました。3月1日には、その一部についての回答を放送しました。中学3年生については、卒業も間近ということで、既に一人一人に私のお答えを文書でお返ししました。その中には、非常にたくましいといえますか、うれしくなるような話で、村が行っておりますサロンのことだとか、あるいは今話題になっております医療・福祉ゾーンの整備についての意見等もありました。私は、そういった資格を取って帰ってきたいので、どういう施設をつくるつもりですかというような質問もありました。子供たちに東白川村のあるべき姿といえますか、将来像もしっかりと話をしていく、こういったこともふるさと教育としては大変重要ではないかというふうに考えて、これからも機会を捉えて子供たちと対話をしたり、あるいは思いのキャッチボールをしていきたいなというふうに考えたところでございます。

そんな中で同じ思いをしておるわけなんです、新年度予算の中には、奨学金を返す方への助成制度、これはできればUターンをしてきて、東白川で働きながら、働くことは要件とはしてありませんが、住んでいただく方に奨学金の返済金の一部を助成していくというような制度も始めます。これは私の最初から子育て支援として考えておったことのまず一歩目が実現ができると。次のステップでは、専門職を養成したいということで、この専門職についてはこれからも議論をいろいろ重ねてまいります、東白川村で職業をちゃんと持って、帰って働いていかないと、ただ帰ってくるだけではということになりますので、そういったところへの支援も子育て支援として考えていけなかなというふうに考えて、これは29年度の研究課題としておるところでございます。

このように、子育て支援につきましては、今、議員おっしゃったとおり、小さいながらできるというメリットも確かにございます。これを活用して、しっかりとした政策を打っていきたいと思います。御質問があった給食費については、今結論は出ておらんというお答えのとおりでございますので、今後検討していくということでございますが、その他の総合政策として、子育て支援をますます充実してまいりたいと。先ほど申し上げました子供たちの意見には、やっぱり通学に対する支援を充実してほしいという意見もありました。こういったことも今後の体系を整備する中でも非常に大事な要素ではないかというふうに考えて、これからもますます子育て支援を充実するというお答えをして、答弁いたします。

〔4 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ぜひとも子育て支援の充実についてはぶれることなく、積極的に行っていただきたいなど。ぜひともにぎわいのある村づくりを進めていただけるようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（服田順次君）

続いて、1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

村の有害鳥獣対策と、駆除した有害鳥獣の処理施設について質問いたします。

2月3日、加茂郡猟友会から、（仮称）可茂東部鳥獣害等処理施設の建設に当たっての要望書が村長に渡されました。今後の必要性も考え、私も同席させていただきました。東白川村でも他の地域でも、有害鳥獣の被害は年々ふえる一方です。昨年度の捕獲数は、イノシシ、ニホンジカを合わせて、東白川村126頭、白川町196頭、七宗町144頭、八百津町341頭、坂祝町29頭、富加町19頭、美濃加茂市364頭となっており、今年度、東白川村は2月、3月の実績数を入れずに既に188頭で、昨年より62頭も多く駆除されております。

田畑に作物をつくっても有害鳥獣被害に遭う。高い網を張っても破られる。今、人間と鳥獣との駆け引きが続いています。有害鳥獣駆除に当たっては、猟友会等の皆様の力があってこそです。今後もお力をいただき、村の有害鳥獣駆除をお願いしていかなければなりません。

現在、駆除したイノシシ、ニホンジカ等は、山に穴を掘って埋めている状態ですが、埋める場所も少なく、深く重機で掘らなければ埋めることはできず、大変苦勞されていると聞いております。今後、埋没処理が困難になると予想されますので、今までの埋没処理から適切な施設での処理を行い、焼却処分することで地域の環境、生態系の保全が将来にわたって維持され、さらに猟友会等による有害鳥獣の駆除、捕獲数の増加にもつながると、処理施設の建設を要望されております。この処理施設の建設要望に対しての村長のお考えをお伺いします。

また、村の有害鳥獣対策として何をされているかをお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

有害鳥獣対策については、猟友会の皆さんの活動に頼るところが大であり、その実績については、今井美和議員の質問の中でお示しをいただいたとおりであり、大型の個体であるイノシシやニホンジカの処理については、猟友会の皆様が大変な御苦勞をされていることは承知をいたしております。

猟友会の皆様が先般、七宗町、白川町、そして本村の猟友会の会長さんが、3町村の首長に対して、焼却施設建設に対する要望を行っていただきました。

そこで、白川町、七宗町の町長とも協議をいたしまして、白川町の農林課が中心となって、まずは事務局レベルで調査・研究を行うことということで合意をいたしております。既にその作業に入っているという聞いております。施設の規模、運用主体、国・県の助成制度の研究などを今後実施してまいります。当面はその結果を踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。本村が実施しております鳥獣害対策については、産業振興課長からお答えをいたします。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

現在、猟友会の方が捕獲した場合には、報償金というのを払っております。1頭当たりになります。イノシシにつきましては1万8,000円、そしてカラスは2,000円、ニホンザルは3万円、ニホンジカは2万円ということで、報償金は451万円、そして狩猟登録というのを毎年やっていただくわけでございますけれども、わな、銃がございまして、わなにつきましては1人当たり5,900円かかります。それから銃につきましては、現在、鳥獣被害対策実施隊というのがございまして、それは村長が任命するわけでございます。銃の方は全員入っていただいております。それにつきましては、今登録料というのがかからない、免除されておる状況でございます。そういったことで、狩猟登録に必要な経費につきましては、合計で12万6,800円ということで、こういった補助もさせていただいております。

それから、猟友会の運営補助ということで年間20万出させていただいております。それから、カモシカの個体数調整の補助金ということで、こちら20万補助をしております。それから、捕獲柵がありまして、その購入補助ですが、4分の3補助をしております。2基18万ということです。それから、イノシカの防護柵、これはずっと農務のほうでやっておる補助金制度でございますが、3分の1補助で1万5,000円の60基予定しております。90万と、それから新たに飛騨川漁協さんのほうからお願いがありまして、鶺鴒の駆除の補助金を10万円予定しております。総合計で611万6,800円というふうで予算を新年度も組ませていただきたいと思います。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、今井美和君。

○1番（今井美和君）

まず要望の件なんですけれども、既に村長は動かれているということで、とてもありがたいと思います。今後の進展状況もまた今後報告していただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

村の有害駆除対策なんですけれども、たくさんありますので、今書けなかったのも、また紙に書いて配っていただけたらありがたいと思います。

今回要望された処理施設なんですけれども、今、処理、やばいから始まりましたというんじゃないで、こういう思いがありますじゃなくて、今現在、処理施設は県にどれくらいあるかというのを

ちょっと教えてほしいんですけど、あと今対象になっているのは、イノシシ、ニホンジカ、猿、カワウなんですけれども、ニホンカモシカにあたっては被害に遭っていると聞いております。天然記念物なんですけれども、有害としての駆除というのはどういう対応をされているのかもお願いいたします。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

カモシカにつきましては、天然記念物に指定されておりまして、捕獲する場合は文化庁の許可というのが必要になってまいります。村では、毎年8頭を申請させていただいておりますが、これは植栽したヒノキの芽を食ってしまうということで、そういった理由で申請をさせていただいております。また、捕獲したカモシカにつきましては、頭と生殖器につきましては、山梨県の研究施設のほうに運ばれます。残った残骸につきましては、埋設しておるということでございます。

もう一つ、有害鳥獣の焼却施設につきましては、現在、岐阜県にはありません。ただし、27年に養老町で鹿の死骸不法投棄行為者が書類送検されたという事例があります。そういったことから、海津市と養老町では、冷凍してから裁断し、南濃衛生施設利用組合で焼却ということでございます。いわゆるこちらのほうでいうとささゆりのようなあいつたごみの処理施設のようなところで処分しておるということでございます。ただし、これも一時的な措置で、新年度からは、愛知化製という肥料製造会社へ委託するというところでございます。愛知化成というところは、今、豚とか鶏とか、販売する肉以外の部分を処理して肥料にしておるような会社のようにございますけれども、そういったところに委託するという話を聞いております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

現在、岐阜県にないということでびっくりしたんですけども、昔と違って、全く数がふえたのは村民の皆様も感じてみえると思います。数がふえると対応できなくなってしまうので、何とか処理施設をつくることを、これからも県や国にお話をさせていただければありがたいと思います。焼却処分するのだけではなくて、ことし2月には、道の駅でもジビエ料理を提供したんですけども、食肉加工ということも、命あるものを有効に生かせるものだと思うんですが、そういう施設というものをつくるというお考えは村長にはあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議員御指摘の有害鳥獣の焼却施設は、どういう規模で対応するかどうかは今後の検討ということでございますが、県内でまだないということでございましたので、県にも御相談申し上げて、ある

いは広域で対応する必要もあろうかと。国内ではかなり大規模な処理施設を広域の対応としてやっているという事例もございますので、それも視野に入れて今後検討してまいりたいというふうに考えます。

ジビエにつきましては、御指摘のとおり、道の駅で一つの特産品としてイノシシと鹿の肉を処理して、大変御好評をいただいております。しかし、とれた頭数も限られてございますし、とれた個体全部をジビエに処理をして販売をしていくということは、経済的には商売として成り立たないということで、道の駅の対応としては、築地の業者さんに猟友会とタイアップをしまして、産地証明を出したものをしっかりと運んでいただいて、それを安心して食べていただくと、こういう仕組みができ上がっておりますので、東白川村のジビエ料理の原料確保についてはそういった仕組みで大丈夫かと思っておりますので、村内でこのジビエの食肉処理加工場をとすることは現在は考えておりません。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで10分間の休憩に入りたいと思います。

午前10時30分 休憩

---

午前10時40分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 今井美道君。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

公共施設等の維持管理と建築専門職員の育成について質問いたします。

我が国においては、高度成長期から人口増加と社会変化により、公共施設の整備が進められてきました。盛んに建設された公共施設の耐用年数が切れたり、大規模改修や修繕、建てかえが必要となっています。それに加え、少子・高齢化に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等、将来の財政は厳しい状況です。地方公共団体においても、社会経済情勢が急速に変化していく中で、高度化、多様化するニーズに対応し、住民が満足する行政サービスを提供していくことが求められており、そのために財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

国は、インフラ長寿命化基本計画を策定し、各地方公共団体に対しては、国の動きと歩調を合わせ速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請があり、本村においても早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するために、施設の今後のあり方に関する基本的な方向性を示すことを目的として本計画が策定され、29年度より計画期間が始まろうとしております。

まず1点目に、公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する本村の基本的な方針のうち、基本的な考え方と公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中・長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込みをお伺いいたします。

2点目に、今年度より始まった指定管理施設の修繕等における費用分担基準が公表され、修繕工事の東白川村の負担率10分の10というような制度などを利用した事業が始まっていますが、本村の策定された公共施設等総合管理計画との整合性をお伺いいたします。

3点目に、ここでいう公共施設等は、いわゆる箱物に限らず、道路、橋、水道といったインフラも含まれているわけですが、土木の知識、水道の知識を持った行政職員の育成も当然必要だと思いますが、特に多くの公共施設、村営住宅の管理や点検、保全対策や事業実施の対応など、建築知識や経験が今後ますます必要性が増してくることが予想されます。

それにあわせ、当村では、住宅施策や施設建設においては、事業を取り扱った担当課が主体となり、設計業者とのやりとりになります。コンサルタントや設計業者の設計技術力、企画力、請負価格の適正化の判断には、多くの知識と経験が必要です。当村には建築課が存在しません。中間検査、最終検査などにも建築家の資格、技術を持った職員の目も行き届きません。今後、東白川村には、医療・福祉ゾーン整備計画や各施設の大規模改修なども計画されていますが、フォレストスタイル事業、木造関連に力を入れる東白川村には、建築知識を十分にを持った職員、いずれの担当課の建築に係る事業にも目を通し、携われる職員の採用、育成が急務と考えますが、村長のお考えを伺います。

#### ○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

#### ○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の公共施設等の管理に関する基本的な考え方と中・長期的な経費の見込みと、これに係る財源についての御質問でございますが、公共施設総合管理計画については、平成26年4月22日付総務大臣通知などで計画の策定が要請をされました。

その背景には3点あり、1つ目に、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財源は依然として厳しい状況にあること。2つ目に、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくこと。3つ目に、本村には直接関連はしませんが、市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性があるとされています。

そこで、人口減少社会に耐え得るようなインフラの適切な更新や長寿命化などが必要とされ、それらの方針を取りまとめた公共施設等の総合管理計画の策定が求められているところでございます。

本村におきましても3年前より計画の策定に取り組みまして、庁内調整や村民の皆様からのパブリックコメント募集などの手続を行い、現在、計画が決定できる段階まで来ております。

本村の計画の概要について御質問いただきました点を中心に御説明いたしますと、本村においても多くの公共施設が更新時期を迎え、改修費用の大幅な増加が見込まれています。今後40年間で要する維持更新費用を試算すると、総額413億円、年平均10.3億円となっております。これは更新を

定期に実施すると仮定した計算ソフトによる数値で、現実的な数値はもう少し抑えられた形になると考えられますが、将来的には多額の維持管理コストが必要であることがうかがえます。

公共施設の管理に関する基本的な考え方ですが、点検、診断等の方針については、主要な公共施設について、法定点検のほか、任意の点検を行い、施設整備の劣化状況、安全性等を把握してまいります。その点検結果をもとに、施設の利用率や重要度等を検討した上で、各施設の保全対策の優先度を決定したいと思います。

長寿命化については、全ての施設の機能のふぐあいや設備の劣化などに対して、従来のように修繕、改修していくことは大きな財政負担を強いることになり、これは厳しい財政状況のもとで現実的ではありません。予防的な修繕等の実施を徹底することにより、事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、維持管理コストを縮減させ、財政負担の抑制と平準化を図ります。また、整理統合の面からは、将来の人口減少と少子・高齢化に伴う地域活動の変化などさまざまな観点から検討し、公共施設のあり方について見直しを行うことにより、適正な配置と効率的な管理運営を目指し、将来にわたって真に必要な公共サービスを持続可能なものとするよう検討していきます。

また、あらゆる用途の施設を全て自前で整備することも前提とするのではなく、近隣の自治体と公共施設等を相互利用するなど自治体間での連携を図り、広域的な視点からも必要な公共サービスの提供を幅広く検討していきます。

維持管理経費の財源については、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づいて実施された事業については新たな起債が用意されましたし、従来からある過疎対策債などの有利な起債や施設ごとに対象となる補助金をできる限り活用し、コストの縮減とあわせて財源の確保に取り組んでまいります。

次に、指定管理施設の修繕等における費用分担基準と公共施設等総合管理計画との整合性についての御質問でございますが、当計画でいう公共施設は、1つ、行政系施設、2つ、学校教育系施設、3. 医療施設、4. 保健福祉施設など12の用途ごとの分類になってございます。

自治会長さんから修繕等の相談を受けます集会施設は、公共施設等総合管理計画の区分では文化系施設に区分されています。公共施設等総合管理計画の中では、住民が集う場であることから、安全性の確保や施設の効率的な維持更新、長寿命化の観点に加え、今後の人口構成の動向も踏まえ、その規模や方向性を検討することとなっています。

さて、整合性についてですが、指定管理施設の費用分担基準については、本年度、基準を見直し、修繕は10分の10、備品等の購入などは3分の2を村が負担させていただき、昨年12月の事務嘱託員会議でお示しをさせていただきました。ここでいう修繕とは、浄化槽、屋根、空調などの修繕やトイレの水洗化をいいます。公共施設等総合管理でいう施設の効率的な維持、更新に当たるかと思えます。今後も安全性の確保や長寿命化、また人口構成による集落合併などを踏まえた今後のあり方を精査し、公共施設等総合管理計画との整合性を図ってまいります。

3点目の土木、水道、建物などの建設に関する技術者の確保、養成についての御質問です。その必要性については、議員御指摘のとおりであると考えております。

思い起こせば、県営畑総事業、国道256号線改良、下呂・白川線改良、簡易水道建設、またこもれびの里整備事業など膨大なインフラ整備を行ってまいりました。これらの事業を担った職員は、事業の終了を待つかのように退職し、皮肉にもこうしたインフラ整備が財政の悪化を招き、行財政の改革が叫ばれ、この数年間、早期退職や職員の不補充でこれらの危機を乗り越えてきたのであります。ようやく財政の立て直しについても見通しがつき、新たな投資やインフラ改良をしようとするとき、技術職員が不足しているという結果を招いているのが現状であると考えております。

この対策については、積極的に社会経験や関係技術のある人材の採用を進めることや一般事務職についても計画的に採用し、総合的に人員を確保することにより人事異動の計画的な実施を可能にすることや、研修派遣を積極的に行い、若い職員の技能や技術を向上させる。そして、これらの課題に対処してまいりたいと考えております。また、岐阜県職員の建設技術者で構成する岐阜県建築技術者協会とも、先ほど述べた研修や指導について連携してまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁とします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

今、基本的な考え方をお伺いしました。

東白川の計画の中では、144の公共施設があるということがうたわれておまして、これの耐用年度とか耐震化、補修改修など、これから現状の把握はやっていくよということが書いてあるんですが、現状どういうところまでされているのか。そういったことがまだなされていないのか、本当にこれから始めていくのか、そういうリストがあるのかというようなことを1点伺いたいですし、これからやっていくに当たって、いつ、誰が、いつまでにやっていくかということをお伺いしたいということをまず1点伺います。

財政の状況としてですけれども、実質公債費比率が26年度決算で10.7%になっているわけですが、先で行われた集落座談会でも村民の方が心配しておられましたけれども、以前のように、平成17年度決算のときには26.5というようなときもありました。こうしたことを心配してみえる方の中にはあるわけなんですけれども、先ほど村長のほうからお答えありました総務省提供のソフトということですが、今後40年間で413億、年平均10.3億、こういったものがここまでかからないと言われても、東白川の予算規模の中で、そういった数字が出てくるということは、何億かは道路まで含めてですけれども、かかってくるということが想定されてくるということなんですけれども、この現状、危機感を持って、先ほど御質問を1点目にしました施設のあり方というか、そういったものを検討していく前に、今の計画ですけれども、こういった総合管理計画をいつの段階で、どのような方法で公表されるのかということをお伺いさせていただきます。

3点目に、指定管理施設の修繕や増設、備品の追加、こういったものがことしから基準が新しく

変わって提出されているということで、まだこれは村民全ての方にまだ情報として行き渡っていないということもありますけれども、先日来の集落座談会等でも皆さん質問されておりましたけれども、こういったことが伝わっていきますと、公の団体が指定管理先となっている場合においては、緊急の場合を除いて、年度としての計画を次年度の予算で計上されるというふうになってくると思うんですが、主に利用者という方を団体、そういった方を対象に指定管理を任せているという場合になるんですが、10分の10、3分の2など利用される方にはありがたい補助ということになるんですが、実質的な負担がなくなったり少額負担ということもあって、希望を要望として上げやすくなっていくというのが現状だと思うんですが、こういった中で、先ほどの公共施設等の総合管理計画の整合性ということを私伺ったわけなんですけれども、これから予算を計画的にという観点になってくるんですけれども、要望ごとに補正予算で要望が上がってきましたので、補正で対応しますということでは、当初予算というか、年を通しての計画というものが成り立っていかないと思いますので、そのあたりを要望にしっかり対応、返答を行っていただかなくてはならないという観点から、144の施設の今後の施設ごとの役割や姿、こういったものを早急に描いておくという必要があるという意味で、いつまでにやられるのか、いつからやられるのか、そういったことも先ほど質問しましたが、お答えいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

何点が御質問いただきましたので、まず私のほうからは、全体のすごい修繕費がかかるけど、財政的に大丈夫なのというところの御質問について、基本的な考え方を、もう一度繰り返すことになるかもしれませんが、あくまでも計画の中で出てきた数字であると考えております。既にはなのき会館ですとか、小学校、あるいは役場の庁舎等、耐震化も含めて長寿命化を終わったところもございますので、数字的に見ますと大変な数字に見えますけれども、計画的に年度ごとに必要に応じてやっていく必要があるということです。ただ、それを考えるときに、これからの人口減少とか広域連携等をしっかり考えなさいというのが国の指導でございますので、そのことは観点として捉えて検討していく必要があるというふうに思います。

それから、今までの修繕等でも同じ考え方だったと思いますけれども、やはり長寿命化をかけたおかないと、すごくお金がかかるということは大事ですので、今、私どもが握っております公共施設それぞれ建てたときに制度事業で管理の課が異なっております。先ほどの最初の質問にあったように、建築課というようなところがあれば総合的に管理できるかもしれませんが、今のところはそれぞれの制度に対応した対応ということで、各課で管理をしております。ただ、毎日のように見に行くというような管理ではございませんので、使っていただいている方からの声を聞いて、見に行って、それを対応していくということで、管理の状況については施設ごとに担当がおるよというお答えになろうかと思っております。

それから、指定管理の修繕の10分の10とか3分の2のことについてのお答えを先にさせていただ

きますが、これは先ほども申し上げましたように、雨漏りがしておいて、土台が腐ったり、あるいは構造建築材が腐ったりしては、それこそ大規模修繕になってしまうので、その前に直していくことで、長寿命化に合わせるような観点でやっておるということですし、もう一つは、人口減少に伴って、それぞれの世帯の負担を軽減していきたいという一つの私の方針として、こういったことも打ち出して、早目に行政が管理する中で平準化して修繕をしていけば、村の財政にも、先ほど26.5という数字が出ました。実質公債費比率についても管理をしながらやっていけるのではないかとということでございます。

そういう意味で、基準をお示ししました。自治会長会議で流しておりますので、各自治会の総会等で次の自治会長さんにも引き継がれていくと思っております。上がってきます案件につきましては御指摘のとおりですが、希望があれば全部やるよということではなく、先ほど言いましたそれぞれ施設によって担当課が違いますけれども、最終的には私も見に行つて、必要な修理であるかどうか、これは地域でやっていただく部分ですよということをしっかり精査して、それこそ長寿命化に応えていきたいというふうに思っております。

最初から当初予算で組めばいいわけですが、地域の皆さん方の動きもまだなれてみえないということで、いわばその案件が気づかれたときに上がってきますので、10月以降ですと、よく検討して当初予算という手もございますし、この3月、私どもが2月に予算を組んだ後に出てきますと、どうしても補正予算ということになりますので、全体として全部を当初予算というお考えはなかなか難しいわけですが、優先度、そして修理の必要度、こういったことを十分検討して答えを出して、議会に御提案申し上げて、認めていただければ修繕をするという形で、今後も幾つもある公共施設を管理してまいりたいと思います。

それからつけ加えますと、例えば五加保育園を壊してサロンをつくった。これも実は長寿命化といえますか、いわゆる耐震をやるよりは新しい施設で地域コミュニティーの施設を先につくっておいたほうがいいのかということ、今回も五加をそういう形で壊して建てました。越原については、まだこれから検討してまいるということでございますが、あのまま危険なまま残すことは、いずれかは何かの措置をしなければいけないので、違う観点での制度が利用できるときに2つの目的を1つの事業で実現をするということも、これは行政知恵だと思っておりますが、やっていきたいということで、今整備をしていく。

診療所、それから老健の移転につきましても、もともと老人施設をとという要望が発端でございましたけれども、今使っております診療所等を、老健、これが非常に老朽化しておるということで、ここをインフラの再整備ということで新しくしておけば、30年、あるいはもう少し長寿命化ができるということで、年度年度ごとに大きなプロジェクトを持っていくこととなります。

小学校やはなのき会館、中学校は終わっております。この次は課題で上がってくるのは、村民の皆様がたくさん使っておっていただく体育館が大きな課題かなというふうにちょっと思っておるわけなんです、これも総合計画の中には確実に位置づけをして準備をしてまいりますので、そういう形で財政を極端に圧迫しない運用、これは行政の責任で、村民の皆さん方には御理解をいただき

ながら進めてまいりたいと、このように考えております。

公表の時期については、担当のほうから回答させていただきます。

○議長（服田順次君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

まず初めに、施設の施設情報はしっかりとしてあるかということですが、施設情報につきましては、従来は地方自治法に基づいた財産台帳で管理をしてきておりましたけれども、こういった更新等のこととか、あと統一基準の公会計というのがございまして、そちらのほうでもその情報だけでは足りないということで、何が足りないかといいますと、財産台帳には取得価格ですとか耐用年数が入っていないということで、固定資産台帳というのを現在あわせて整備をしております、そちらのほうも大体今、情報センターのシステムのほうに入力が完了しまして、それができますと、公共施設のほうに無料でできるということで、施設ごとの耐用年数等も入ってきますので、それを利用しながら、いつやるかという検討に入っていくことになるかと思えます。

それから、総合施設管理計画の公表の時期ですが、議会の皆様のほうには、12月の議会でお示しさせていただきました、もし御意見があればということで、1月末までにお願ひしたところでございます。

村内につきましては、少しおくれまして1月20日から2月20日まで、ホームページ、有線放送、それから庁舎の中にあります情報交流会コーナーに設置をしまして意見募集をしましたが、いずれも具体的な意見はいただきませんでしたので、12月にお示ししたもので決定ということになるかなというふうに思っております、今、内部のほうで決裁をとるような手続をしております、一応今週か来週中にはホームページのほうに公表していきたいなというふうに思っておりますし、庁舎のほうの玄関にあります情報公開コーナーに設置をします。

それから議会の皆様にも3月の議会の後の全協のほうで、12月と同じものになりますけれども、配付をさせていただきたいと思っておりますので、お願ひしたいと思えます。

それから、いつやるかの話でございますが、公共施設総合管理計画につきましては、全くの基本計画ということで、個別の施設のことをうたったわけではなくて、大きな方針を出したということでございますので、今後はまた取り組みは続いてまいりまして、個別の施設計画というものをつくっていくことになるかと思えます。

それで、計画期間については点検のサイクルとかを踏まえて設定したりとか、いろんな条件を勘案して、施設整備の優先順位を明確化したり、それから診断、点検に基づいた状況把握、それからいつやるかの対策の内容とその実施時期、それから対策の費用等を概算で出したりということは今後また個別計画というものをつくって整理をしていくということになりますので、よろしくお願ひします。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

計画については公表いただくということと、私どもにも配付いただけるということで伺いました。詳細については、基本的にはこれからしっかりつくっていくよということになるかと思うんですが、見直ししていただくと、国がこれをやりなさいよということに対しての支援としては、施設等の除去、解体については地方債の特別措置を行いますよというようなメリットもあるようですので、今後を見据えて、本当に必要なものを選定していただきたいなということを思いますし、指定管理の補助金の件なんですけれども、補助金として指定管理者にお金を入金する場合と、村の直轄工事として工事を行う場合では、業者の選定であるとか見積もり段階、積算方法、経費計上とか検査であるとか、こういったところ、備品や設備の増設ということについては村内で買ったのかとか、ネットなどで買ったのかとか、そういった購入方法だとか値引き率であるとか、その都度、どっちが適正ということにははっきりはわかりませんが、最善策をとることができたのかどうかということもわかりませんが、補助金で入れるという場合は、その辺がちょっと不透明な部分も出てきますので、しっかりそのあたりも補助金を入れる場合にはしっかり目を通していただいて、最善の策をとっていただきたいというふうに申し、つけ加えさせていただきますし、20年後、私たちの子供だとか若者だとか、次の世代にしわ寄せが行かないように、施設ごとにしっかりした未来図を描くことと、施設管理と新規の建設事業によって、よい提案や設計、積算に最後まで目が行くように、早急な建築専門職、今回、ちょっと建築専門職にこだわりましたけれども、特にコンサルタントの積算単価というか、ここでは余り細かいことは申し上げにくい部分もあるのであれですけども、積算単価であるとか、この辺にまだ問題があるのかなというふうに感じていますので、そういったことに目の届く職員というか、コンサルタントに負けないというか、どっちが勝つ負けるではないですけども、やりくるめられないような、しっかりとした村としての意思を持った職員の方ということを養成していただくということが今後の東白川村の財政とか公共工事の維持管理、新設に不可欠であるということを思っておりますので、強く再度お願いをしまして、質問を閉じさせていただきます。

○議長（服田順次君）

次に、3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）

補助制度の公平性について、今井村政も4年目を迎え、積極的な政策展開として多くの補助制度がつくられています。補助対象になる人と、そうでない人とに格差が生まれ、対象から外れた人からの不満の声が心配されるところです。補助制度の中には、新しく村民になろうとする人や村に住所がない人だけが対象となる補助もあります。これらの政策も、以前から村に住んでいる人からの不満を誘いがちです。政策として補助を出すということは必要だと思います。ただし、公益性がはっきりしているなど、全ての村民が納得する理由があつてこそ補助は可能だと考えられます。村民

が不公平に扱われているという印象を持たないような補助制度をつくっていただきたいものです。

現行の補助制度や設立予定の補助制度が村民の不公平感を誘発していないかどうか、これらを踏まえた村長の補助制度に対する考え方をお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをいたします。

村のいろいろに補助制度について、補助制度の対象となる人と対象にならない人に格差が生まれて不満の声となるのが心配ということで、公益性と村民が不平等に扱われていると思われぬような補助制度にすべきであるという御意見でございます。現行の制度で不公平感を持たれるようなものがあるやなきや、そういうことで私がどのように考えているかという御質問だと思います。

まずいろいろな補助制度がありますので、全ての補助制度についての説明はできませんが、基本的な考えとしてお答えをします。

補助金制度は、第一に公益性があるかどうか、これが最も重要な観点であると考えます。この公益性とは、対象となった人とならない人があっても、対象となる人に補助を行うことにより公益性があるかどうかということです。議員が質問された中で、新しく村民になろうとする人が対象で、従来からの村民が対象とならないものに定住促進のいろいろな補助制度があります。これらの補助制度の公益性は何でございましょうか。それは、人口増加による村民全体にもいろいろなメリットが生じてくるというようなことは、これは自明の理で一々例を挙げるまでもなく、御理解をいただけるものと思います。

また、今回新設しようとしている建築技能者確保対策事業についても、職種によって対象、対象外があるので、不公平感が生じないかという御意見かと推測をいたしますが、予算の効率の問題や制度設計による国の制度に合致させる必要などがあるので、対象となるならないということが生じるのはある程度やむを得ないと考えております。

村民の皆様いろいろな補助制度の政策目的は、先ほどの公益性について引き続き御理解をいただいでいく努力は私の責任だと思っております。しかし、平等・不平等だけの物差しで補助制度を考えることはなかなか難しいことで、それだけではできないと考えております。

以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの答弁の中で、当然最初の質問に入れましたように、公益性を求めて村長が設定されているということは、特に議会人である私は理解はできています。ただし、問題でありますのは、村民がそれを理解しているかどうかという部分は、先ほど宣伝をする努力はしますと言われました。

でも努力をすればいいのではなくて、これをもっとしっかり住民に周知していく。先ほど言いました公益性につきましても、こういう考えを持っているというところのまでは当然ですと村長は今言われました。でもその当然であるということが村民がちゃんと理解できているかを確認した上での当然でなければいけないという部分が少し気になるところです。

それで、先ほど言われた制度の格差の部分ですけれども、例えば各制度の中にいろんな差がついているものの一つには、制度の使い方によっては補助率に差があるものが幾つかある。そのうち自分が使ってしまった制度がAである制度を使った場合、後からBが使えたよと言われたときに、その補助率の差によって、しまった、もう片方の制度を使うべきであったというような差が幾つか見受けられる部分、それからもう一個、そもそも制度を知らなかったために、ある人は制度を受けた、でもある人は制度を受けなかった。後からその制度の存在を知ってしまったとか、そのような差による格差、それからその格差が生まれやすいのは、実は都市部に比べると郡部、田舎の住民は、情報交換というのが実は盛んでありまして、1年後に知っている知らない人、受けた人受けない人同士の情報交換の上で、後日、自分はひよっとしたらもっといい制度が受けられたのかもしれないのに、受けられなかったという、そういうことも含めた実は不公平感というのは、今まで誘発されているというのは、特に田舎のようなお互いが知り合いの確率が多ければ多いほど危険性が増すのではないかという考え方の中で、先ほどの宣伝不足にも通じる部分ですけれども、どんな事業がどんな補助制度を持っているかということがまずわかりにくい。それから次には、それがどこの担当であるのか、それがわかりにくい。これが一般の村民がよく理解しているとは十分今考えられません。ただし、これはふだんから議員さん方を通じて、皆さんにお願いしますと言われていますが、やっぱり議員が7人で周知させるということにも限界がありますので、行政側でももっと補助制度につきましても、趣旨を含めた住民に対する広報を行っていただきたいということを伺いたいです。

もう一個は、実は担当がどこかわからないということに付随する問題なんですけれども、CATV等でも各種いろんな連絡等がありますけれども、それを受け付ける窓口が、常に何々課へお願いしますと、何々係をお願いしますという場合が多い。でも全ての窓口を一本化することで、何しろ生活していく、それから住民が暮らしていくときに、相談する窓口というのをとにかく一本化して、そこに相談を受けたら、そこで初めていろんな補助制度の説明が受けられたり事業説明が受けられるという方向性が今後必要ではないかという一種の提案ではありますけれども、この辺のお考えを含めたことでお答えをいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど答弁の中で、補助制度の政策目的などを、あるいは公益性について説明をしていくのは私の責任だというふうにお答えをしました。つまり、議員御指摘のとおり、やるよと、努力をするよというレベルではなくて、責任だと思っております。ただ、責任を果たしているかどうかということは今いろいろ御批判をいただいたところで、なかなか足りない部分があるということは反省をい

たしております。

先般の集落座談会でもそうでしたし、先ほどちょっと御紹介をしました中学生との要望や質問のやりとりの中でも、当然知っておっていただけるだろうと思ったことが届いていないということ、これは多々今までの3年間の中でも経験をしてまいりました。

先ほどいろいろ例を挙げていただきました制度Aと制度Bの違いを理解していただけなかった、知らなかった、何、あんただけ得したのみたいな話、こういったことについては、全て情報がどうやって浸透できるかどうかということにかかっておりますので、これは100%という目的を持ってやるべきであるんでしょうが、なかなか現時点ではできていないということは認めますし、この100%を求めて我々は努力をしていく、このようにしかお答えはできない。ぜひ議員の皆様方にも7人しかいないとおっしゃいましたが、先ほど言いました3月の座談会等でもしっかりとお話をさせていただけるとありがたいかなというところで、これはこちらからのお願いになりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、4月に自治会長会議のときにも説明をしますし、各戸配付で村の補助制度の一覧表を配っております。これが見にくい、わかりにくい、担当がどこかわからんと、こういう御指摘、我々も考えておまして、今回、更新をさせていただきます。今作成中でございますが、わかりやすいものにして、各戸配付で補助金等を御理解いただけるような努力を続けてまいります。このことは、実は大変厳しい話なんですけど、配ってあればいいというものではなくて、やっぱり話としては出てきたときには知らなかったと言われてしまいますので、大変苦しいところがあるわけですが、これらについてはできる限りの努力をするしかないなというふうに根気よくやる必要が行政はあるということで考えております。

それから、御提案をいただいた担当がどこかわからん、どこどこへ行ってくださいと、そういうたらい回し、よく行政でお叱りを受ける部分であります。できる限り職員の資質を向上しまして、窓口へ来ていただきましたら、この件については担当を呼びますというような形でしっかりとお答えができるようにして、なかなか限られた人数ですので、村民相談窓口というようなことをやるとういかもしれませんが、ここは今のところ考えていないところですが、今後検討する価値はあろうかというふうに考えましたが、今のところは全職員が新人も含めて、村の制度について熟知をして、御案内がしっかりできていくようにやっていきたいと、このように考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

もう既にある補助金制度につきましては、今、村長がお答えいただいたように、今後情報公開等を含めまして、村民がより利用しやすい形で目指すことで不平等感が少しでも薄れるものだとすることを期待いたしたいと思ひます。

じゃあ今度、補助の設定につきまして少し論点がありまして、村長がずうっと補助制度を足す側、

ふやす側でどんどんされてきているがゆえに、似たようなことをやるのに、一体どっちの補助制度が有利なのかということが少しわかりにくくなってきている部分が多々見受けられるような気がしますので、補助制度を設定するときに、一つのものをするときにもう少し整理して、わかりやすい制度設計をしていただいたらどうかというのはただの希望です。これに対しては、村長がどう考えているのかということも含めた答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

わかりやすい制度にするということは理解をしました。ただ、今、議員の質問では、どの部分が具体的なかがちょっと理解が今できませんでしたので、また御指導いただきたいかと思いますが、できる限り、村民の皆さんが不公平感を抱かれないように、事業の趣旨と、そしてどちらを使ったほうが有利ですかという観点でもわかりやすい制度に勉強して制度設計をするよう職員にも指導してまいります。

以上で答弁といたします。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここでCATVの退席のため、一旦休憩を挟みます。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼村民課長 小池毅君。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について、急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

記1. 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（別紙）。

専第1号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。平成28年度東白川村

国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,052万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。平成29年1月20日、東白川村長。

2ページの歳入歳出予算補正並びに5ページの歳入歳出補正予算の事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの歳入から説明をさせていただきます。

9款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額が42万円。

次のページに参りまして、3. 歳出。

2款4項1目出産育児一時金、補正額が42万円、これはことし1月に出産の事例が1件ありまして、当初予算の3件を上回りましたために専決で1件分の増額を行ったものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第1号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第1号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第3号及び議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、議案第3号 東白川村道の路線認定についてから、日程第8、議案第4号 東白川村道の路線廃止についてまでの2件を関連がありますので、一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 今井義尚君。

**○建設環境課長（今井義尚君）**

議案第3号 東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

次のページをめくっていただきまして、今回の路線名として、前山平線、起点が大字神土字大柳1250番地の2地先から、終点が大字神土字鳥屋ヶ根1038番地の3地先でございます。

別に説明資料を用意しておりますので、そちらのほうをごらんいただきまして、説明資料の1ページでございますが、今回の前山平線ということで、新設で505.1メートルの路線認定でございます。起点が村道前山線の終点の前山の重田さんのところが起点になりまして、田口暁さん、西山さんのところの前を通過して、田口安範さんのところの前が終点となりまして、505.1メートルの路線認定でございます。

次に、議案第4号 東白川村道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を廃止する。よって、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

次のページをめくっていただきまして、今回の廃止は2路線でございます。1で路線名、前山2号線、起点が大字神土字鳥屋ヶ根1033番地の4地先から大字神土字前山平1105番4地先までの区間の路線廃止で、もう一つ、2として、五斗内線、大字越原字五斗内2108番地11地先から大字越原字五斗内2109番地の1地先までの2路線を廃止するものでございます。

別に説明資料を見ていただきまして、2ページ、3ページに図面が載っております。

まず前山2号線でございますが、もともと前山線としてあった旧道でございますが、それを2号線として今まで村道としておりましたが、利用度が少なく廃止するものでございます。ちょうど田口暁さんのところへ行く谷の向かい側にある旧道でございます。3ページのほうの越原の五斗内線につきましては、県道越原・付知線の弁天桜がありますけれども、そこから右のほうへ斜めに上がっていく道がありまして、上には安江香さんのお宅がありました。現在、空き家となっております、使用しないというようなことで、今回廃止するものでございます。以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

**○6番（今井保都君）**

路線の廃止になった場合の今後の道路の維持管理というのはどういうふうに村民のほうは受けとめればいいたけですか。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

路線廃止後におきましては、今までは村道として認定して村道扱いでやっていたけれども、今後は農道、林道という形で管理をしていくということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

しっかり管理していくということは、あくまでも路線の村道からは外れるけど、維持管理は村でやるという解釈でよろしいですか。

○建設環境課長（今井義尚君）

そのとおりでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 東白川村道の路線認定についてから議案第4号 東白川村道の路線廃止についての2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 東白川村道の路線認定についてから議案第4号 東白川村道の路線廃止についてまでの2件は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号から議案第7号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第9、議案第5号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議についてから日程第11、議案第7号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議についてまでの3件を関連がありますので、一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第5号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について。平成29年3月31日限り可茂広域行政事務組合を解散することに関し、地方自治法第288条の規定により、可茂広域行政事務組合規約第2条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

次のページをおめくりください。

議案第6号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。平成29年3月31日限り可茂広域行政事務組合を解散することに伴う財産処分について、左記のとおり定めることに関し、地方自治法第289条の規定により、可茂広域行政事務組合規約第2条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

記、可茂広域行政事務組合の財産及びその処分方法は、次のとおりとする。

名称、可茂ふるさと基金、金額4,808万円、処分の方法、基金の全額を岐阜県知事に返還する。財政調整基金、金額397万9,057円。平成28年度の可茂広域行政事務組合、総務費分担金の算出方法により算出した額を関係市町村に帰属する。左側から2行目でございますが、東白川村として17万5,269円が清算されることとなります。

続きまして、議案第7号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について。平成29年3月31日限り可茂広域行政事務組合を解散することに伴う事務の承継について、左記のとおり定めることに関し、可茂広域行政事務組合規約第2条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同規約第12条の規定に基づき議会の議決を求める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

記、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、東白川村及び御嵩町並びに可茂衛生施設利用組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児市・御嵩町中学校組合及び美濃加茂市富加町中学校組合は、可茂広域行政事務組合の解散に伴い、その事務について次のとおり承継する。

1. 公用文書に関する事項、組合が保有する公平委員会の事務に関する文書は、組合の解散後に設置される可茂広域公平委員会が承継し、それ以外の文書は美濃加茂市が承継する。

2. 歳計現金に関する事項、組合の歳計現金は、平成28年度可茂広域行政事務組合総務費分担金を算出する際に用いる割合に基づき、関係市町村が承継する。

3. 公平委員会に関する事項、組合で共同処理している公平委員会の事務は、組合の解散後に設置される可茂広域公平委員会が承継する。

4. 組合の決算の承継に関する事項、解散した組合の決算は、美濃加茂市において調製するものとし、組合の決算の審査及び認定は、関係市町村及び関係一部事務組合においてそれぞれ行うものとする。

5. その他の事務の承継に関する事項、(1)平成29年3月31日に組合が保有する現金及び債務、その他組合に帰属する事務の全ては、美濃加茂市が承継する。

(2)美濃加茂市は、前号により承継した債務の履行を行うものとする。

(3)美濃加茂市は、清算に係る収支報告書を調製しなければならない。

(4)美濃加茂市は、清算に係る収支を含んだ額による決算の認定を受けたときは、当該認定された議会の議決を証する書面及び前号の収支報告書を関係市町村及び関係一部事務組合に送付しなければならない。

議案第5号につきましては、可茂広域行政事務組合をこの3月31日をもって解散することについて、議案第6号は、組合の解散における基金、財産の処分方法を定めるものです。また、議案第7号は、組合の解散後の事務の承継に関しての取り扱いを定めるものですが、一部組合の解散、財産処分及び事務の承継は、構成団体等の協議により定められるものですが、協議に当たっては、構成団体の議決を経なければならないということですので、ここに議案を上程するものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議についてから、議案第7号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議についてまでの3件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議についてから議案第7号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議についてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第12、議案第8号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第8号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例について。東白川村職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年3月1日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきたいと思います。

東白川村職員定数条例の一部を改正する条例。東白川村職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

次のところに表が載っております。これにつきましては、新旧対照表をつけておりますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

これは職員の配置がえ等に伴い改正をさせていただくものでございまして、新旧対照表の上の表が改正後でございまして、下が現行でございます。

第2条の1項のところに村長の事務部局がございしますが、定数「56人」を「55人」にします。それから、国保診療所の職員を「16人」を「15人」に改めて、単純労務職員のところの定数を1人追加します。これにつきましては、既に平成28年に職員が配置がえになっておりますが、ここが整合性がとられていなかったもので、新たにここを加えることになりました。

続きまして、5項の教育委員会の事務部局でございしますが、現行が「6人」になっているところを「5人」にしまして、総務職の「1人」のところを「2人」にします。内容につきましては、スクールバスの運転手でございます。これは30年度の採用を見据えて1人追加をさせていただくものでございます。合計でございしますが、一般職員の定数「70名」を「68人」に、それから単純労務職員を「1人」を「3人」にして、合計71人につきましては変更はございません。

それから附則でございしますが、この条例は、平成29年4月1日から施行します。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩とし、お昼に入りたいと思います。午後は1時から再開したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時49分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第13、議案第9号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第9号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年3月1日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきます。

東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

この主な改正点は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、育児休業等の対象となる子供の範囲の拡大、また育児休業、介護休業とまたは家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護時間の導入を行うものでございます。

新旧対照表をつけておりますので、2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページの新旧対照表の上のところは改正後、下の表が現行でございます。

2ページを飛ばしていただきまして、3ページのところの第8条の3のところ、育児、または介護を行う職員の早出、遅出出勤とございます。「その子」の後に赤書きになっておりますが、ここが子供の範囲の拡大として明記されております。特別養子縁組とか里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者が育児休業の対象となります。

続きまして、4ページの改正のところですが、2号のところですが、「小学校」の次に義務教育学校の前期課程、または特別支援学校の小学部に就学している子、として追加されております。この義務教育学校の前期課程というのは、小中一貫校の小学部に当たるところでございます。

それから2項のところでは、改正前は「日常生活を営むのに支障があるもの」というのを「要介護者」に改めます。これは次項にも出てきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、5ページ、6ページを飛ばさせていただきまして、7ページの上の中段でございますが、休暇の種類、第11条がございます。ここに介護休暇の種類でございますが、介護休暇及び介護時間、この介護時間が休暇の種類として加えられました。

8ページのところで、介護時間、第16条の2のところが新しくなっております。介護時間は、当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部に勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とするということで、時間を指定できることになっております。介護時間の時間でございますが、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間でございます。また、3項につきましては、勤務1時間当たりの給与額を減額するというようなことが明記をされております。

以上でございます、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日は、1. この条例は公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

経過措置2. 改正前の東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により、介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日において、当該介護休職の初日から起算して六月を経過していない者の当該介護休暇に係る改正後の東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、村の規則に定めるところにより、初日から当該職員の申し出に基づく施行日以後の日までの期間を指定するものとするでございませぬ。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（服田順次君）

日程第14、議案第10号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

#### ○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第10号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年3月1日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきたいと思います。

東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例の改正点でございますが、地方公務員の育児に関する法律の一部改正による一定の非常勤職員の育児休業の措置でございます。育児休業法の改正によりまして、非常勤職員につきましては、育児休業が取得できるようになったことに伴い、非常勤職員のうち育児休業することができない職員を条例で定める必要があり、また育児休業の期間や部分休業等も条例で定める必要があったため、今回改正をさせていただきます。

新旧対照表の11ページをごらんいただきたいと思います。上が改正後、下が現行でございます。

第2条のところに、育児休業することができない職員とございまして、3号のところに次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員でございます。（ア）のところですが、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員ということで、ここにつきましては、1年以上である非常勤職員につきましては、育児休業は取得できるということでございます。

それから12ページの（イ）のところは、子供が1歳6カ月到達日を超えて、また引き続き同じ職に継続できることが見込まれる者の非常勤職員でございます。

それから、次のイでございますが、ここは非常勤職員本人が1歳到達日まで育児休業している場合、また翌日から育児休業をしようとする職員のことを示しております。

それから次でございますが、任期の末日まで育児休業している非常勤職員で、引き続き任期の更新、また採用に伴い育児休業しようとする職員でございます。

続きまして、第2条の2の育児休業法第2条第1項の条例で定める者につきましては、対象の拡

大でございまして、里親である職員が委託されておる、かつ当該職員が養子縁組と希望している子供がここに追加をされております。

それから、14ページのところで、2でございまして、非常勤職員の配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業している場合は、子供の出生の日から1歳2カ月に到達するまで、もしくは最長1年間というところが明示されております。

それから15ページの3号でございまして、非常勤職員、また配偶者が1歳到達日までに育児休業しようとする場合、到達日以後、育児休業することが特に必要と認められる場合ということで、1歳到達日までで終了をしますが、この後、保育所に入所を希望しても入所ができなかった場合、そういった場合は、特殊な事情として1歳6カ月までを延長できるということが定められております。

それから17ページのところで、第3条のところですけど、育児休業法の第2条第1項の条例で定める特別の事情は次に掲げる事情とするということで、1号のところに、育児休業している職員が産前の休業を始め、または出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後ということで承認の効力を失ったという意味でございまして、職員の場合は最大3年間、育児休業が取得できますが、その間に次の子を出産する場合は、育児休業から産前産後の有給の休暇に切りかわります。そのために育児休業が失効するというところでございまして、その育児休業を失効したときに生まれた子供が死亡した場合や養子縁組に出した場合は、また育児休業に切りかわるといふところで改正をされております。

続きまして、ちょっと飛んでいただきまして20ページのところでございまして、育児休業の短時間勤務でございまして、職員の場合、3歳に到達するまで短時間勤務を取得することができますが、ここに該当しない場合、取り消された場合というところで書いてありますし、先ほどの特殊な事情というところは、先ほどの3条のところで説明したところと同じところで、これにつきましても育児短時間勤務にも適用するということでございます。

続きまして、22ページをお開きいただきたいと思います。

部分休業をすることができない職員ということで、部分休業でございまして、育児と仕事の両立を図るために小学校就学、また公務の運営に支障のない範囲で1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度でございまして、これにつきましても、非常勤職員も対象になるということで、引き続き期間が1年以上である非常勤職員等が対象になるということでございます。

それから、次の23ページの部分休業の承認のところでございます。部分休業の勤務時間に当たってでございますが、当該非常勤職員について定められた勤務時間というのがつけ加えられましたし、2項のところでは、介護時間がここに新たに加えられました。

主な改正点は以上でございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則でございまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

お答えしていただけるかどうかわからないんですけど、正社員の女性が出産した場合は3年とれて、非常勤の女性が出産した場合は1歳2カ月、または保育園に引き取ってもらえない場合は1歳6カ月と、この差は何で決めているのでしょうか。

○議長（服田順次君）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

もともと非常勤職員の方については、職員の不足部分を補う部分として採用するというので、最大1年を契約期間として、また引き続き更新をするというようなことでありますので、その穴を埋める部分ということで、もともと産休とか、そういった福利厚生はもともとはなかったところでございますけど、その格差を埋めようということで、国もそういったことで進めておりまして、そこで産休のところが採用されたわけなんですけど、まだそこに正職員と非常勤職員の差があるというのは、ちょっと説明がうまくいきませんが、そこには差があるということで、もともとの採用条件としてはそういったいきさつがあったということでもあります。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

1年ごとの更新で、もし妊娠をされたことがわかれば、そこでやめてしまうことだったんですけど、よくなったということで解釈してよろしいですかね、法律的に。

○議長（服田順次君）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

そのように解釈していただいて結構です。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号及び議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（服田順次君）

日程第15、議案第11号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第12号 東白川村の職員団体の登録に関する条例についての2件を関連がありますので、一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

#### ○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第11号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年3月1日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきたいと思います。

東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

改正のあらましでございますが、人事行政の運営等の状況の公表に関しましては、公平委員会からの報告時期、報告事項、公共の方法等を規定した上で、公平委員会からの報告を公表するものでございます。

新旧対照表の25ページをごらんいただきたいと思います。

上段のところは改正後でございますが、第4条としまして、公平委員会の報告。公平委員会は、毎年7月末日までに村長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

第5条、公平委員会の報告事項。公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は次に掲げる事項とする。

1. 勤務条件に関する措置の要求の状況。 2. 不利益処分に関する審査請求の状況。

第6条以降につきましては、4条、5条の2条を追加した条ずれでございますので、説明は省かせていただきます。

続きまして、議案第12号 東白川村の職員団体の登録に関する条例について。東白川村の職員団

体の登録に関する条例を別紙のとおり提出する。平成29年3月1日、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村の職員団体の登録に関する条例。

(目的) 第1条、この条例は、地方公務員法第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請) 第2条、職員団体が公平委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項を記載した正・副2通の申請書にそれぞれ規約を添付して提出しなければならない。

- (1) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名。
- (2) 全ての事務所の所在地。
- (3) 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称。

2. 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規約の作成、または変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類。

(2) 法第53条第4項の規定に従って組織されていることを証する書類。

(登録の通知) 第3条、公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に登録をした旨、またはしない旨をその職員団体に通知しなければならない。

(規約等の変更又は解散の届出) 第4条、登録を受けた職員団体は、その規約、もしくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があったとき、または解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2. 職員団体が前項の規定により届け出をする場合には、その代表者を通じて正・副2通の届出書を提出しなければならない。

3. 第1項の規定による届け出が規約の変更、役員の選挙、その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと、並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。

4. 前条の規定は、規約、または第2条第1項に規定する申請書の記載事項の変更の届け出の場合に準用する。

(登録の効力停止及び取消しの通知) 第5条、公平委員会は、法第53条第6項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、または登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。

(委任) 第6条、この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、公平委員会規則で定める。

この条例につきましては、まず職員団体というのは、公務員が勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体のことをいいます。

これまで可茂広域行政事務組合において条例化されていた職員団体登録制度についてですが、同組合の解散後は、可茂公平委員会において職員団体登録が行えるよう、各市町村において条例を新

設することについて協議を求めるものでございます。

今読み上げました概要でございますが、地方公務員法第53条の規定に基づきまして、職員団体の登録に必要な事項を定めます。新設とありますが、既に可茂広域行政事務組合における職員団体登録条例をほぼ受け継いでおります。さらに、詳細な手続や様式などは公平委員会が定める規則で定めることになっております。

附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行する。以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第12号 東白川村の職員団体の登録に関する条例についての2件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第11号 東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第12号 東白川村の職員団体の登録に関する条例についての2件は、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（服田順次君）**

日程第17、議案第13号 東白川村税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼村民課長 小池毅君。

**○参事兼村民課長（小池 毅君）**

議案第13号 東白川村税条例等の一部を改正する条例について。東白川村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年3月1日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、東白川村税条例等の一部を改正する条例。

(東白川村税条例の一部改正) 第1条、東白川村税条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の28ページをお願いします。

今回の改正の趣旨でございますけれども、昨年の11月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が成立しまして、消費税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度の実施時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日と変更され、また関連して社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、また地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が昨年の11月に成立し、施行されたことを受け、関連する東白川村税条例の一部を改正するというものでございます。

28ページのところでは、村民税の申告、第28条の2のところでは、下段の現行の2行目及び最終の行に係る訂正でございますが、法施行規則第5条の4様式の「法」を削除する訂正でございます。

それから、次の29ページへ参りまして、ここで附則としまして、第5条の6の2の4行目のところでは、「平成41年度」が「平成43年度」に、また7行目のところでは、「平成31年」が「平成33年」に改正をしております。これは、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を2年延長し、平成43年度までとして、また対象住宅の居住年も2年延長して、平成33年までとする改正でございます。

また、本文に戻っていただきまして、東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部改正。第2条としまして、東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正するという事で、30ページでございます。これは昨年の6月の定例会で消費税率の施行が29年4月からという前提で税条例の改正をした改正条例でございますが、これの改正でございます。

まず第1条のところでは、5行目にございます第11条の3の改正規定を削除しております。

7行目から17行目にかけては、改正規定を削除しておりますが、これは軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更による改正規定の整理ということで、導入の時期等の条文を削除しておりますのでございます。

次に31ページでございますが、下段の現行の右から7行目、第26条の5でございますけれども、これは村民税の法人税割を軽減する改正規定を削除しております。これは地域間の税源の偏りを是正し、財政の格差を縮小するために地方法人税という国税のほうを引き上げ、地方交付税に上乗せをして還元するとともに、地方税のほうの法人税割を軽減するという改正でございましたが、これも先送りするという事で削除しております。

それから35ページへ参りまして、35ページの16行目、現行のほうですが、ここから42ページの9行目まででございますけれども、ここも軽自動車税に関連する環境性能割の改正規定の削除を行っております。

それから42ページのほうへ参りまして、ここの最終行のところの附則第12条の次に次の5条を加えるというところから、44ページの6行目でございますけれども、ここでは附則第12条の追記改正規定を削除しております。これも軽自動車税の環境性能割の賦課等に関する規定でございます。

44ページへ参りまして、7行目のところから46ページにかけては、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る改正規定を整備したもので、削除更正等をしております。

また、本文に戻っていただきまして、本文の3ページ目に当たりますけれども、中ほどですけれども、第1条の2、東白川村税条例の一部を次のように改正するというので、47ページをごらんいただきたいと思います。

前条1条のところでは削除、改正をした規定を、ここの47ページから55ページにかけて再び上げております。

内容的には、先ほどの軽自動車税の環境性能割の導入に伴う諸規定の整備、それから軽自動車税のグリーン化特例に係る諸規定の整備と経過措置。それともう一つは、法人税割の税率引き下げに伴う諸規定の整備ということで、改めてここで新設を行っております。

それから56ページになりますが、附則、施行期日ということで、第1条のところではございますが、法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う施行期日の変更を行っております。平成29年4月1日施行を31年10月1日施行に改正をしております。

それから58ページのほうへ参りまして、第2条のところでは、法人税割の率の引き下げの時期が変更となったことに伴う諸規定の整備を新設しております。平成31年10月1日の施行日でございます。

それから第3条の2では、軽自動車税に関する経過措置ということで、これは軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の新設ということで、グリーン化特例の施行ということで、29年4月1日施行というふうにしてございます。

4条のところでは、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う前期第1条のこの規定、31年新条例とっておりますが、その適用年度の変更ということで、平成29年度からというもの32年度からということで改正をしております。

また本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から施行する。以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

**○6番（今井保都君）**

説明資料の中で、42ページですけれども、今、申告をやっている最中ですが、村民の方から、特定の医療費の、購入等に支払った場合の医療費の控除の特例というのがここにあるわけですが、これも公布はいつから、やっぱり4月1日以降で、ことしの申告はこれには入っていないということですか、対象は。

○議長（服田順次君）

村民課長。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

医療費の特例につきましては、改正はしておりませんので、現行のままということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

ということは、控除の特例というのは、今もうされているということですか。

○議長（服田順次君）

村民課長。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

そういうことでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 東白川村税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 東白川村税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第18、議案第14号 東白川村廃棄物ストックヤード施設設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

議案第14号 東白川村廃棄物ストックヤード施設設置条例を廃止する条例について。東白川村廃棄物ストックヤード施設設置条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。平成29年3月1日提出、東白川村長。

次のページをめくっていただきまして、東白川村廃棄物ストックヤード施設設置条例を廃止する条例。東白川村廃棄物ストックヤード施設設置条例は廃止するというので、今回、ストックヤードにつきましては、今までストックヤード管理組合が木質廃材を集積して廃棄物として処理をしておりましたけれども、木質廃材自体が時代の流れとともに現場での処分方法に変わってきたというようなことで、木質廃材が集積しなくなったということで、ストックヤードとしての役目が終わったというようなことで、廃棄物のストックヤード管理組合が昨年、組合を解散しました。というのは、施設組合が管理していますと、電気代とか、そういった管理費が要するというので、利用がないのに管理していかないといけないということで大変ということで解散しました。それに当たって、管理運営をまきを集積する山に生きる会に管理運営を移譲しまして、今回、廃棄物のストックヤード施設の条例を廃止するものでございます。

本文のほうで、附則として、施行期日として、この条例は、公布の日から施行するというのでございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 東白川村廃棄物ストックヤード施設設置条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 東白川村廃棄物ストックヤード施設設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号から議案第21号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第19、議案第15号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から日程第25、議案第21号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

#### ○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第15号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。平成28年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,781万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,724万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成29年3月1日提出、東白川村長。

2ページから5ページの第1表につきましては省略をさせていただきます、6ページの第2表繰越明許費から説明いたします。

款、項、事業名、金額の順に説明をいたします。

2款1項総務管理費、事業名が地方創生関連で、林業・木材、建築業担い手育成事業、繰越額が5,906万2,000円でございます。理由としまして、国の補正予算に伴い実施する事業でございますが、工期が確保できないために繰り越しをさせていただくものです。

続きまして3項戸籍住民基本台帳費、住民情報処理費19万5,000円、平成28年度に国庫補助金の決定額を受けましたが、29年度へ繰り越す必要があるためでございます。これは県の指示により繰り越しとなります。

続きまして3款1項社会福祉費、高齢者交流サロン整備事業3,025万4,000円でございます。これは五加交流サロンでございますが、工事のおくれに伴う繰り越しでございます。

続きまして、同じく1項社会福祉費の老人福祉費一般869万1,000円、これにつきましては、医療・福祉ゾーンの用地測量設計委託費でございますが、隣地境界の立ち合いや可茂土木事務所との確認等に時間を要するために繰り越しとなるものでございます。

続きまして8款2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業でございます459万でございます。これは村道維持修繕工事に際し、地元調整等の時間を要したために繰り越しとなります。

続きまして、第3表の地方債の補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法は変更はございませんので、目的、限度額について説明をいたします。

公共事業等、限度額、変更前が3,590万、変更後が3,320万でございます。これは国道256の改良

事業の負担金で、事業確定に伴うものでございます。

続きまして自然災害防止事業3,500万円、変更後が3,430万円、県単の治山事業で、これも事業の確定に伴うものでございます。

続きまして緊急防災・減災事業、変更前が3,940万円、変更後が3,930万円です。これは小型動力ポンプの整備でございます。

続きまして施設整備事業1,820万、変更後が1,520万、これは消防ポンプ自動車の整備の事業確定に伴うものでございます。

続きまして過疎対策事業3億2,740万、変更後が3億2,660万、高齢者の交流サロン、県単林道等で事業確定に伴うものでございます。

続きまして8ページでございます。

臨時財政対策事業、限度額、変更前6,000万を変更後は5,903万4,000円に変更させていただきます。

続きまして10ページ、11ページの事項別明細書は省略させていただきます、12ページの歳入から説明をいたします。

9款1項1目地方交付税、補正額6,245万7,000円、続きまして11款2項6目農林水産業費負担金17万4,000円の減、これは東濃ひのき白川プレカット協同組合の修繕事業の負担金でございます。

続きまして12款1項3目民生費使用料17万1,000円の減、せせらぎ荘の利用等でございます。

10目教育費使用料2,000円の追加です。テントの使用料でございます。

続きまして13款1項3目民生費国庫負担金507万3,000円の減、障害者の自立支援の負担金等でございます。

続きまして、13款2項2目の総務費国庫補助金19万5,000円の追加、個人番号カードの交付事業でございます。

3目民生費国庫補助金173万5,000円の減、主に年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費の補助金で、事業確定に伴うものでございます。

4目衛生費国庫補助金3万8,000円の減、がん検診でございます。

8目土木費国庫補助金66万6,000円の減、耐震診断、補強工事等の補助金でございます。国庫補助金の総額は224万4,000円の減額とさせていただきます。

続きまして、14款1項3目民生費県負担金367万4,000円の減でございます。後期高齢者医療基盤安定制度の負担金で113万7,000円、それから障害者自立支援の給付費等で253万7,000円の減となっております。

続きまして、5目県移譲事務の交付金7万1,000円の追加、有害鳥獣駆除の移譲事務交付金等の追加でございます。

8目土木費県負担金172万5,000円の減、地籍調査負担金で、事業確定に伴うものでございます。

県の負担金の合計が532万8,000円の減額とさせていただきます。

続きまして、2項3目民生費県補助金65万2,000円の追加、福祉医療費の助成事業等ございま

す。

続きまして、6目農林水産業費の県補助金286万1,000円の減額でございます。農業費の補助金として42万円の減、主なところでは、元気な産地改革の支援補助金103万1,000円、新期就農総合支援事業の補助金が150万円の減等でございます。続きまして、林業費の補助金で244万1,000円の減でございます。県単林道事業等の補助金等でございます。

続きまして、8目土木費県補助金35万8,000円の減は、住宅の耐震診断等の減額でございます。

県の補助金合計256万7,000円の減額となります。

続きまして、3項2目総務費県委託金4万3,000円の減、経済センサスの委託金も事業確定に伴うものでございます。

続きまして、15款1項2目利子及び配当金97万1,000円の追加でございます。主に財政調整基金の利子等でございます。

続きまして16ページ、16款1項2目指定寄附金1,056万9,000円の追加でございます。総務費の指定寄附金として1,052万9,000円、11月から1月分のふるさと思いやり基金の指定寄附金でございます。教育費の指定寄附金として、図書整備の指定寄附金で4万円の寄附金がございました。寄附金の合計が1,056万9,000円でございます。

続きまして、17款1項1目財政調整基金の繰入金1億円の減額でございます。

続きまして、18款1項1目繰越金、前年度繰越金でございますが、2,809万8,000円の増額でございます。

19款2項1目の村の預金の利子が1,000円。

続きまして4項4目雑入でございますが、395万8,000円の追加でございます。フォレストスタイル使用料が246万1,000円の減、少し飛びまして市町村振興協会交付金として、オータムジャンボ312万円の追加、それから下から3つ目でございますが、地域おこし協力隊の派遣先負担金で143万5,000円の減、一番下でございますが、元気な農業産地構造改革支援事業の白川町の負担金として379万7,000円を計上しております。

続きまして20款1項3目民生債でございますが、補正額360万円、過疎対策事業債でございます。説明につきましては、ここに書いてあるとおりで、全て事業確定に伴うものでございますので、省略をさせていただきます。

6目農林水産業債260万の減、過疎対策事業債で190万の減、一般単独事業債で70万円の減でございます。

続きまして、8目土木債270万の減、公共事業等でございます。

9目消防債560万の減、過疎対策事業債で250万の減、施設整備事業債で300万の減、緊急防災・減災事業債で10万の減でございます。

13目臨時財政対策債96万6,000円の減でございます。

村債の合計で826万6,000円の減、一般会計の歳入の補正額合計が1,781万円の減となっております。

続きまして歳出でございます。

1款1項1目議会費343万2,000円の減、ここは議員の共済負担金でございますが、当初多く見積もっておりましたので、不用額が生じたもので減額をさせていただきます。

続きまして、2款1項1目総務の一般管理費でございますが、1,016万2,000円の追加でございます。総務一般管理費で962万6,000円の追加でございますが、職員手当で125万5,000円の減となっております。不用額等の減額でございます。それから、大きなものとして積立金でございますが、ふるさと思いやり基金の積立金が1,053万4,000円ございます。その下の職員厚生費40万円の追加は、職員の定期健診の負担金を追加させていただきました。今年度より社会保険の未加入の臨時職員と臨時運転手さんの健康診断も行うために追加をさせていただきます。それから、自治会等の運営支援事業で13万6,000円、これは黒淵クラブの指定管理の地元から要望があったもので、備品の整備に対する補助でございます。

次に20ページでございますが、文書広報費の2万9,000円の減、これは旅費の不用額の減額です。

3目財政管理費100万5,000円の追加でございます。主に財政調整基金の積立金でございます。

続きまして、5目財政管理費28万5,000円の追加、物件管理費としまして、保育園前の駐車場でございますが、白線が消えてしまいましたので、今回、白線の工事をさせていただきたいと思えます。それから、事務消耗品で10万円の不足分の追加でございます。

続きまして、6目企画費4万6,000円の追加、再生可能エネルギーにつきましては、特会の補正でございます。その下の官民協働のむらづくり体制構築事業の60万円の減でございますが、頑張る地域づくりの補助金でございます。当初、最高20万円を5団体ということで100万円見させていただきましたが、現在1団体のみの申請でございますので、不用額を減額させていただきます。

次に、日本で最も美しい村推進事業30万円の減は、ビュースポットの開設工事でございますが、ここは毎年1カ所を目途に予算を見ておりましたが、今年度、候補地がないということで全額減額をさせていただきます。続きまして、結婚推進対策事業の5万4,000円の減は、講師の謝金の不用額でございます。その次の定住促進事業の100万円は、定住促進の該当者として1件追加がございましたので、100万円の追加でございます。

続きまして、21ページの10目地域情報化事業137万8,000円の減額でございます。CATVの一般管理費が15万8,000円の減、主に技術研修負担金の不用額でございます。続きまして、CATVの制作運営費72万、臨時雇用の賃金の減額、その次が基金の管理運営事業50万の減、これは電気使用料の減で、それぞれ不用額が生じたためでございます。

12目地方創生事業129万円の減でございます。雇用促進事業で雇用促進の推奨助成金が80万円の減、事業確定に伴う減でございます。フォレストスタイル事業が49万円の減となっております。22ページのところで、報償費で記念品等で53万円の減でございます。当初25頭分を見ておりましたが、見込みとして21頭ということで減額になったものでございます。

続きまして3項2目住民情報処理費19万5,000円の追加、これにつきましては、先ほど説明しました翌年度へ繰り越しさせていただくもので、マイナンバーカードの関連の事業でございます。

続きまして5項1目統計調査費、経済センサスにつきましては、特定財源の組みかえでございます。

続きまして、23ページの3款1項1目住民福祉費1,848万5,000円の追加でございます。国民健康保険特別会計の法定外の繰出金で2,000万円追加、それから後期高齢者医療特別会計の繰出金が事業確定に伴い151万5,000円の減額でございます。

2目福祉医療費150万の追加は、重度心身障害者の医療費でございますが、不足が見込まれるために150万の追加でございます。

3目保健福祉費767万9,000円の減額でございます。障害者の地域生活支援事業で238万5,000円の減、これは身体障害者のデイサービス、それから日常生活用具の給付費、ともに扶助費でございますが、使用者が1名減となったためでございます。その下の障害者自立支援事業につきましても327万5,000円の減、扶助費として自立支援、障害者介護給付費、これにつきましても利用者の減による不用額の減となっております。続きまして24ページ、福祉生活支援事業で、つちのこ商品券で12万円の減、これも事業確定に伴うものでございます。その下が障害児の通所給付費、ここは当初6人を予定しておりましたが、4人となりましたので減額でございます。その下の年金生活者の支援臨時福祉給付金事業につきましても、事業費確定に伴う減でございます。

続きまして4目老人福祉費241万5,000円の減、高齢者等の外出支援事業の庁用車の燃料費の50万円の減、それから老人福祉費で35万2,000円の減でございます。医療福祉ゾーン整備計画検討委員会の謝礼で17万5,000円の減等でございます。それから、老人ホームの入所措置事業のところでございますが、介護予防・地域支え合い（生きがい対応デイサービス）でございますが、スロープエースを購入しましたけど、36万円の不用額が生じたので減額となります。地域支援体制構築事業、研究者の講師の謝礼ということで、中部学園大学の先生をお願いをしておりましたが、当初15回見ておりましたけど、8回で済む見込みでございますので、減額をさせていただきます。高齢者の共同住宅対策事業は、せせらぎ荘のナイトデイでございますが、対象者がいなかったの、全額の減でございます。それから、高齢者交流サロンの整備事業、水道使用料として45万3,000円の減が主なものでございます。高齢者の交流サロンの運営費57万1,000円、光熱費、借り上げ料等でございますが、事業費の見込みによる不用額の減でございます。

続きまして、26ページの2項1目児童福祉総務費158万1,000円の減、子育て支援の推進事業で出産祝い金が65万円の減、当初予算では10人見ておりましたが、最終的に8人の見込みでございます。負担金のところでは100万円の減、高校生の通学支援補助金、ここにつきましても、対象者の減によるものでございます。それから、その下の6万9,000円につきましては、子ども・子育て支援の交付金の返還金でございます。

続きまして、2目認可保育所費41万3,000円の追加、職員手当、賃金等でございます。

4款1項1目保健衛生総務費990万8,000円の減でございます。保健衛生総務費一般で990万8,000円の減となっておりますが、積立金が社会福祉施設医療施設整備の基金で40万積み立ててございませぬ。繰出金で診療所の特別会計運営費の繰出金で1,000万の減となっております。

続きまして27ページの2目予防費でございますが、補正額60万9,000円の減でございます。20代・30代健診でございますが、4万8,000円の減、健康増進事業（がん検診）が50万の減、健康増進事業6万1,000円の減、これはいずれも事業費確定に伴うものでございます。

5目環境対策費5万8,000円の減、環境総務費として住宅用の太陽光発電施設の設置補助金を1件追加ということで14万2,000円の追加でございます。自然保護事業で景観保全事業費の補助金でございますが、当初5件見ていたものが4件という見込みでございまして、20万の減額となっております。

6目廃棄物対策費20万7,000円の減は、パッカー車の燃料費10万7,000円の減、あとは手数料、これは動物死骸の処理の手数料で10万の減となっております。

続きまして、28ページの6款1項3目の補正額872万5,000円の減となっております。農地流動化奨励補助金1万円の追加、それから中山間地の直接支払交付金2万7,000円の追加でございます。それから元気な農業産地構造改革支援事業723万3,000円の減となっておりますが、ライスセンターの機械更新事業5,153万7,000円の減となって、元気な産地改革支援補助金4,430万4,000円となっておりますが、ライスセンターの機械更新補助金を元気な産地改革支援補助金のほうへ当用して、最終的に723万3,000円の減の事業費なる見込みでございます。それからその次が新規就農育成支援事業で150万の減、当初予定していた対象者が支給を受けないということになりましたので減額をさせていただきます。その下の集落営農システム確立事業20万は、西洞集落営農組合へ補助を出すものでございます。続きまして29ページ、多面的機能支払交付金事業が22万9,000円の減。

4目農業構造改善事業費64万4,000円の追加でございます。公園化構想推進事業として、瀬音公園の改修工事64万4,000円、これは浄化槽の撤去費でございます。

6目畜産業費12万4,000円の減、家畜診療負担金の事業確定に伴う減でございます。

7目農地費178万7,000円の追加でございます。土地改良事業の償還負担金ということで、1件新たに追加をされましたので、今回、計上させていただくものでございます。

続きまして、2項1目林業総務費、ここは豊かな森づくり基金積立金で1,000円、林業振興費で204万6,000円の減でございます。30ページをごらんいただきたいと思います。一般林業費で林業機械の購入補助金確定に伴う13万7,000円の減でございます。それから有害鳥獣捕獲事業で73万4,000円の減でございますが、備品購入で猿のおりを購入予定しておりましたけど、購入しないということで115万4,000円の減、それから負担金、補助金のところでございますが、有害鳥獣捕獲事業補助金で36万円、これはGPS付きの犬の首輪の購入補助として3個分を計上させていただいております。下の捕獲柵の購入補助金9万円は減額となっております。村有林管理事業93万2,000円の減、これにつきましては中学生の間伐指導手数料、それから森林整備の負担金としてそれぞれ事業を見ておりましたが、ほかの事業で対応したために事業自体は執行しましたけど、ここは予算を伴わなかったということで減額となっております。企業参加型の森林整備推進事業24万3,000円、造林作業指導の手数料でございますが、当初の見込みよりも少なく済んだために不用額については減額をさせていただきます。

続きまして3目林道総務費398万2,000円の減、工事請負費としまして、県単林道工事、県単の治山工事それぞれ事業確定に伴い減とさせていただきます。

続きまして、31ページの7款1項2目地域づくり推進費461万6,000円の減となっております。建築技能者の確保対策事業で39万3,000円の減、これは濃飛建設の職業能力開発校の訓練生の補助金でございますが、対象者がいないための減額でございます。その下のイメージアップ事業は、財源の組みかえでございます。それから次が地域おこし協力隊事業552万3,000円の減、主なところでは、臨時雇用の賃金が365万7,000円、地域おこしの協力隊の採用の時期のずれ込みがありまして、その差としての減となっておりますし、1名退職した賃金についてもここで計上させていただいております。それから、旅費で職員の普通旅費、研修の回数の減等により105万円の減となっております。また役務費、使用料、それから負担金等それぞれ減額となっております。それから、その下の村内産品の販売促進事業130万円は、ふるさと納税の還元記念品でございます。

続きまして、32ページの8款1項2目地籍調査費200万3,000円の減、これは地籍調査の事業費の確定に伴う減でございます。

続きまして、2項1目道路橋梁維持費2万6,000円の追加、道の駅の管理費で水道使用料の不足分を追加させていただきます。

続きまして、3項1目住宅管理費138万3,000円の減、住宅管理費としまして、木造住宅の耐震診断の委託料23万3,000円、それから木造住宅耐震補強工事の補助金、ここはいずれも対象者がいなかったために全額の減額補正でございます。

続きまして、33ページの2目の住宅建設費44万円の追加でございます。今行っております中通の村営住宅の建設事業で、簡易水道の加入負担金を追加させていただきます。

続きまして、9款1項1目非常備消防費5万円の追加、消防活動基金の積立金の追加。

2目消防施設費218万3,000円の減は、備品購入としまして、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ自動車の事業確定に伴う減額となります。

続きまして、10款1項2目事務局費10万円の追加、教育委員会の超勤手当の追加でございます。

2項1目学校管理費、小学校の管理費でございますが、施設修繕費として体育館のバスケットゴールの修繕でございます。

続きまして2目教育振興費、小学校の振興費として42万1,000円の追加、賃金の追加、工事請負費としまして、手掛岩山の登山道の整備工事が29万3,000円の追加、あとは備品購入の減額でございます。

続きまして3項1目学校管理費、中学校の管理費でございますが、整備基金へ1,000円の積立金。それから2目教育振興費3万9,000円の追加、図書支援員の賃金の追加、備品購入等でございます。

それから、5項2目体育施設管理費につきましては、財源の組み替えでございます。以上です。

#### ○議長（服田順次君）

参事兼村民課長 小池毅君。

## ○参事兼村民課長（小池 毅君）

議案第16号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,109万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年3月1日提出、東白川村長。

2ページの歳入歳出予算補正及び5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの歳入から説明させていただきます。

3款1項1目療養給付費等負担金22万2,000円の減額、高額医療費共同事業の負担金の確定による減額でございます。

2目特定健康診査等負担金5万8,000円の増、特定健康診査等負担金の額確定による増でございます。

2項1目財政調整交付金、補正額が369万4,000円の増、特別調整交付金の確定による増でございます。

6款2項1目療養給付費等負担金、補正額が22万2,000円減額、高額医療費共同事業負担金の額確定による減額でございます。

2目の特定健康診査等負担金5万8,000円、これも特定健康診査等負担金の確定による増でございます。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額が43万3,000円の増、高額療養費共同事業の交付金の確定による増でございます。

次のページで2目の保険財政共同安定化事業交付金、補正額が1,311万7,000円の減、保険財政共同安定化事業の交付金の額確定による減額でございます。

8款1項1目利子及び配当金、補正額2,000円、基金利子が1,000円、国保高額医療費貸付金利子が1,000円の増でございます。

9款1項1目一般会計繰入金、補正額が2,000万円、これは法定外の繰り入れ分として、次年度給付費を想定した繰り越し分を確保するための繰入金の増でございます。

10款1項1目の繰越金11万7,000円の減、前年度繰越金でございます。

9ページのほうへ参りまして、3. 歳出。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額はゼロでございますが、拠出金額の決定による高額医療費の共同事業の交付金でございますが、決定による財源補正ということで事業費の組み替えをしております。

3款1項1目後期高齢者支援金137万6,000円の減額、後期高齢者支援金の額確定による減額でございます。

6款1項1目介護納付金110万5,000円の減額でございます。これも介護納付金の確定による減額

でございます。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金87万5,000円の減額、これも高額医療費の共同事業医療費拠出金の確定による減額でございます。

4目の保険財政共同安定化事業拠出金972万7,000円の減、これも同じく保険財政共同安定化事業の拠出金額確定による減額でございます。

8款2項1目保健事業費は補正額はゼロですが、保健事業負担金の一部を特別調整交付金より充当するというので財源補正をしております。

9款1項1目基金積立金、補正額が2,000万1,000円の増額。これも国民健康保険基金への積み立てということで、次年度の給付費の不足見込み額ということで補正をしております。

11ページですが、10款2項1目直診施設繰出金364万9,000円の増額、直営診療施設特別会計への繰出金の額確定による増額でございます。

続きまして議案第17号 平成28年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成28年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,482万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年3月1日提出、東白川村長。

歳入歳出予算補正、2ページ並びに5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略いただきまして、7ページの歳入から説明いたします。

7款1項1目繰越金、補正額が49万9,000円、前年度繰越金でございます。

10款1項1目利子及び配当金、補正額が1,000円、介護給付費準備基金利子でございます。

次のページで、3. 歳出。

1款3項2目認定調査等費、補正額が50万円、これは賃金の臨時雇用賃金として、人件費の不足見込みによる増額でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額が130万円、居宅介護サービス給付費の不足見込みによる増額補正でございます。

2目施設介護サービス給付費300万円の減、施設介護サービス給付費の減少見込みによる減額補正でございます。

4目居宅介護住宅改修費20万円の増、介護予防・居宅介護住宅改修費の給付費の不足見込みによる増額でございます。

5目居宅介護サービス計画給付費150万円の増額、居宅介護サービス計画給付費の不足見込みによる増額補正でございます。

次のページで4款1項1目、ここでは基金利子発生による財源補正を行っております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 今井義尚君。

## ○建設環境課長（今井義尚君）

議案第18号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ524万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,027万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成29年3月1日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正の朗読は省略しまして、4ページ、繰越明許費から説明します。

3款1項、事業名、施設維持管理費で199万8,000円、これは陰地地内の国道256号の歩道の災害復旧工事でございます、歩道に埋設してあります水道配水管が支障になるため、歩道から車道のほうに移転する工事でございます。県工事の発注が繰り越しを行っているということでございます、さらに県の工事が完了しないと車道の舗装復旧ができないというようなこともあって、今回、繰越明許を行うものでございます。

次に第2表、3款繰越金、1目、補正額が97万6,000円で、増額補正でございます。これは前年度繰越金でございます。

第3表 地方債補正。簡易水道事業債の限度額を変更するもので、これは生活近代化基金更新事業の工事確定によりまして、今回380万円ほど減額するもので、起債の方法、利率、償還方法の変更はございません。

次に、説明資料の事項別明細書は省略いたしまして、9ページの歳入を説明します。

3款1項1目繰越金、補正額185万5,000円の減額補正するものでございます。これは前年度繰越金でございます。

5款1項1目分担金、補正額41万1,000円を増額するもので、これは加入者分担金で、今現在建てております中通の集合住宅でございますけれども、6戸建設中ございまして、そのうちの1戸分加入金が不足するというところで行う補正でございます。

次に、6款1項1目村債、補正額380万円の減額補正でございます。これは生活近代化基金更新事業の工事確定によるものでございます。

次に、10ページに行きまして、歳出で、1款1項1目一般管理費、補正額14万9,000円の減額補正、これは職員が水道技術管理者の資格取得に行けなかったために、旅費と負担金が不要となったため減額するものです。積立金については、中通住宅の加入分担金を積み立てる補正でございます。

次に、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額444万7,000円の減額補正、これは委託料

で、曲坂水源への更新計画委託料15万2,000円の減と大明神水系生活基盤近代化調査設計委託料30万4,000円の減が完了に伴う不用額の減額補正であります。簡易水道機器更新工事の精算による399万1,000円の不用額の減額補正でございます。

次に、3款1項1目施設維持管理費、補正額64万8,000円で、これは簡易水道の経営戦略策定委託料でございますが、6月に補正を行いました、自前で作成することとなりましたので、不用額として減額するものでございます。

次に、議案第19号 平成28年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）。平成28年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,630万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年3月1日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正を省略いたしまして、説明資料の事項別明細書も省略いたしまして、7ページの歳入から説明いたします。

3款1項1目繰越金、補正額43万2,000円の減、前年度繰越金でございます。

3. 歳出で、2款1項1目施設維持管理費、補正額43万2,000円の減額補正でございます。これの内訳としましては、委託料で43万2,000円の減ということで、これも下水道の経営戦略の策定委託料、これも先ほどの水道と同じで、自前で作成するという事になったための不用額でございます。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

国保診療所事務局長 伊藤保夫君。

#### ○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

議案第20号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ638万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,460万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。平成29年3月1日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略し、4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費、6款施設整備費、1項施設整備費、医療福祉ゾーン整備事業、金額343万5,000円、これにつきましては、医療・福祉ゾーンの基本設計の委託費でございます。これについては、現在基本設計について所内で協議をしておりますけれども、まだ細部を決めるのに時間がかかるということで、繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして6ページ、7ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、8ページの歳入からお願いしたいと思います。

1款2項1目老健収益、補正額446万1,000円の増額、現年度分の老健収益を446万1,000円増額するものでございます。

3款2項1目医業費補助金、僻地医師研修支援補助金につきましては、事業費確定により6,000円の減額でございます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円、これにつきましては、医療整備基金の基金利子の1,000円でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額1,030万5,000円の減額でございます。これにつきましては、一般会計の運営費の繰入金運営費分の1,000万円の減額と施設整備の繰入金の30万5,000円の減額でございます。

5款3項1目の国保事業勘定繰入金でございますが、補正額364万9,000円の増、国保事業勘定の繰入金ということで、国保特別調整金の額確定によります増額でございます。

6款1項1目繰越金、補正額448万2,000円の減額でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額30万円でございます。診療所の施設整備の指定寄附金を柏本の村雲様から下野の今井様まで5件いただいた30万を補正するものでございます。

続きまして、10ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、補正額28万4,000円の減額でございます。これにつきましては、備品購入で老健の村営車を購入させていただいたものの額確定による減額が8万4,000円と負担金及び交付金で、新ドクタープール運営事業負担金ということで、当初、自治医大派遣医師の減員に伴う負担金というようなことで予定しておりましたが、今年度は使用がなかったということで減額でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額が95万3,000円の減額でございます。これは職員手当ということで、退職手当組合負担金、初任給調整手当の額確定によります減額でございます。

2目の医療管理費でございます。補正額550万円の減額でございます。医療事業では、医薬材料費の薬品費及び検査用試薬につきましては、3月までの見込みによりまして、それぞれ薬品費が200万、検査用試薬が250万円の減額ができるということと、委託料につきましても、検査業務委託料が見込みによりまして100万円の減額ということで、合わせて550万円の減額でございます。

3目の介護管理費でございます。36万円の増額、これにつきましては、給食業務の委託料が不足するというので36万円の増額でございます。

続きまして、3款1項1目基金積立金、補正額30万円ということで、医療設備等整備基金の積立金が30万円でございます。

続きまして、6款1項1目施設整備費、補正額30万5,000円の減額でございます。これにつきましては、医療福祉ゾーン整備事業の基本設計の委託料が額確定に伴う30万5,000円の減額でございます。

○議長（服田順次君）

参事兼村民課長。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

議案第21号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,688万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年3月1日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正及び5ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明いたします。

4款1項1目一般会計繰入金151万5,000円の減、歳出の補正に伴う一般会計への戻し入れでございます。

次に、歳出。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金151万5,000円の減額、保険基盤財政安定事業負担金の額確定による減額でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで10分間の休憩をとりたいと思いますので、後ほど質疑に入りますので、よろしくお願いを申し上げます。55分から再開をしたいと思います。

午後2時46分 休憩

---

午後2時55分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 今井美和さん。

○1番（今井美和君）

一般会計の30ページで、6款2目の一番上の今回一般質問させてもらった有害鳥獣のことなんですけど、猿の捕獲のおりを買わなかったのはなぜでしょうか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

現在、黒淵と陰地に2カ所設置をされております。黒淵につきましては、設置から一つも実績が

ないということ、また陰地については、28年度は14匹という実績がありますけれども、なかなか管理をされる方の手間をかけられておるといようなこともあります。そんなようなことから、設置すれば入るといようなものではなく、ちょっと事業の見直しを考えたいと思ったところで、今後いろんな情報を入れて、よりよい方法で捕獲方法を考えていきたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

猿に頭脳が負けてもぐあいが悪いので、頑張って捕獲をする方法を考えていただきたいと思いません。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

2 番 今井美道君。

○2 番（今井美道君）

一般会計の歳出、19ページになりますけど、2款1項1目、私もさっきの一般質問にかかわってくるところかなということで、ここに黒淵というような集落名も出ておったので、この事業に何かというわけではないんですが、補正で上がってきたということと、この一番下の自治会等運営支援事業13万6,000円、これは備品購入ということをさっきおっしゃいましたので、20万ちょっとの何か備品を購入されたことの3分の2を自治会のほう施設の備品購入費に入れられるということだと思うんですけど、先ほど3番議員からもありましたけど、公益性という意味と、特に建物の修繕に関しては緊急性というのが出てくるんですけど、補正で出てきたということと、来年まで半年ぐらい要望が出ておったけど待てなかったということなのか、そのあたりの経緯だけ御説明いただければと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

この13万6,000円につきましては、黒淵クラブの机の購入の補助でございます。これは一般質問でもございましたけど、この基準等につきましては、改めて自治会のほうにお知らせするというところで、12月の事務嘱託員会議のときに説明をさせていただきました。その会議の中で、黒淵でこういうものを購入するというお話をお聞きしたので、当初予算では予算化はしておりませんでしたので、来年の2月ですので、来年の3月末までには対応できるようにということで黒淵のほうに御回答させていただきました。それについての補正予算ということで、28年度中の執行をするということで予算補正として計上させていただいているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

そういったことがだんだん皆さんに浸透してくると、これも欲しい。今までお金が要るということで我慢しておったけどということがいろいろ出てくると思いますので、十分精査していただいて、これからのこういった自治会運営に御協力いただければというふうに思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

31ページになります商工費のところ、地域協力隊の賃金がかかなり大きい金額で減額されています。これは賃金で、今まで地域協力隊、私が思うに3名の方がたしか退職というか、途中でやめられたと記憶しておりますけれども、今回も1月末でもって1名の方がやめられたということをお聞きしたわけですけれども、地域協力隊を3年間雇うというのか、行政としてもあんだけの総務省の補助事業で応募して、面接もして、なおかつ適材適所に村民の意向を聞いて頑張ってもらおうということで、私たちが村民に成りかわって一生懸命アドバイスというか、励ましをしたりしておったわけですけれども、残念にまた1名脱落というか、そういう方が出たということは、ちょっと私も不本意かなと思って、もう少し行政側のほうと本人さんとのコミュニケーションというか、そういったものがしっかり保たれているのかなということも思いますし、今後、村長も一般質問でもみりの郷の方の雇用も、期間が終わればまた当社で採用するということも言っておられますので、実際にそれが本当に3年後にまだ投げ出されるということもあるのかもしれませんが、この辺の過程において、行政側ももう少し何とか打つ手がなかったのかなというふうに、ちょっと残念に思っておりますけれども、その辺のこともお聞きをします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

基本的な形について私からお答えして、経緯については課長からお答えします。

今回、退職になった地域おこし協力隊員は、12月28日まではその兆候は私どもには全然察知がでなかったということでした。正月明けましたら、心理的ないろんな悩みが出てきたということで、出勤ができなくなったというので、1カ月、いろんなやりとりをさせていただいて、何とか頑張ってくれというようなお話しした結果ということで、結果が全てでございますので、残念ながら継続できなかったということは、私どもも何がしの反省は必要かと思いますが、先ほど答弁しました今回の地域おこし協力隊員の新しい人についても、そういう思いで来てはおってくれるんですけど、長い時間の中では、やっぱり自分の思いとは違ったとか、いろんな形で課題とかストレスとかも生じてきます。なるべく緊密な人間関係といえますか、面談等を行って、私も何回か一緒

に食事をしてお話を聞いておって、全然その兆候がなかったということで、ちょっとがっかりしておるところなんですけれども、3年後、先ほど言いましたように、その会社の中心となってやっていただくという約束ごとですから、これはあくまで今の約束で、3年たってどうなるかは確約はできないところです。これは人と人とのつながりがあるところですので、一生懸命そうなるように我々も努力し、協力隊員にも努力してもらおうという考えで、これからも協力隊員を受け入れていきたいと思っています。

経緯について補足があれば。

○議長（服田順次君）

振興課長。

○地域振興課長（桂川憲生君）

地域おこし協力隊については、現在来ておられる3名については、一応2期生ということなんですけれども、3年ここでのお勤めをいただいて、3年たった後に前の3名については途中でやめられた方もあるんですけれども、1名は村がふるさと企画に委託に出してサロンの管理をやってもらっておりますけれども、今回の3名も、そのまま3年終わった後に、役場が何がしかの費用負担をもって継続して雇用するというのは現実的には難しいというふうに思っています。それで、国が言っておりますように、地域おこし協力隊については、3年経過後に地域、あるいは何らかの自立の力を持って、その地域で根づいてくださるのが本来の目的でございますので、現在の3名については、将来目標、3年後にどういう自分を描くかということディスカッションして、目標とする自分になるためのスキル、そういう研修に出かけていただく部分と、役場のお手伝い、地域貢献をしていただく部分をバランスを持ってやっております。

今回の退任された方については、一身上の都合ということではございましたけれども、3年後、この地域で必要とされる、あるいは自立するということが描けなかったと、結果的にはそういうことになろうかと思っておりますけれども、その辺を補えなかったところは、村長と同感で反省はしておりますが、あとの2名については、木工、あるいはお茶というところで活躍をしておってくれますので、何らかそういったところで地域の皆さんから必要とされる人材になるようなアシストをしていきたいというふうに思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

いろいろ理由はあると思っておりますけれども、私が思うには、せっかく東白川村に住民としてなられた3年間ですけれども、地元の仕事は行政のいろんな出先というか、関係の仕事で、机の上の仕事が多分多くなっているだろうかなというふうに思うわけですが、やっぱり地域の住民とのコミュニケーションとか、そういった場も各種いろいろと団体がありますけれども、そういったところも呼びかけて、なるだけ多くの村民にいろいろ親しんでもらって、いろんなところで勉強という

か、村民の人たちの意欲を持ってみえると思いますので、もう一度、そういった住民とのコミュニケーションも大事じゃないかなと思いますので、もし機会があればそういったところへ派遣するとか、いろんなところを手当てしていただいて、3年間を有意義に頑張ってもらいたいというのが私の願望でございますので、その辺を考慮するところがあれば今後また考慮していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計34ページ、教育費、小学校費の教育振興の中の登山道の整備工事という部分なんですけど、これは確かにPTAでずうっとやってきましたし、せんだって表彰されたりしまして、学校行事の中でのウェートというのはよくわかるんですけど、登山道の整備を教育費で捻出してみえるという部分については、ちょっと疑問を感じる部分でありますけど、この御返答をいただきたいと思えます。

○議長（服田順次君）

教育長。

○教育長（安江雅信君）

確かにおっしゃる部分もありますけれども、それぞれの全校登山が行われる間に6年間かけて1つずつしていきますので、いろんな手当てをしていただいて、PTAやいろんな皆さんで来年の登山道を整備しますと、次のものは6年後となると、非常に荒れてまいります。

それから、通常の6山の一般の皆さんがお登りになるコースにぴったりと合ったところの景観整備ということでしたら、これはまた美しい村や林務のほうでの位置づけということもあろうかと思いましたが、今回の部分につきましては、見るがために少し通常の登山道からは外れた安全なところを経由するところがいい土地が見つかったという経緯がございましたので、今回につきましては、教育委員会のほうで見させていただいて、それから4月になりましてから、短期間での整備に支障がありますといけないということで、3月からかからせていただいて、十分な準備ができるように、そんな性格でしたので、ここに位置づけをさせていただいたというものでございます。

この後の整備につきましても、それぞれのケースのときに6山登山ということで、村の観光資源の一部をとるところについては、またその場所で行うべき性格のものというふうに理解しておりますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

実は私もPTAの役員をやっていたときには、逆にPTAの発表のときにそのことを発表したがらい力を入れておまして、素晴らしいことだと思っていましたが、最近の全国的な風潮の中にPTAの活動等が負担となりつつあるというのを踏まえすと、例えば今回の学校内部の活動については当然教育費で賄うのは当然ですが、6山の登山コースなどは、本来、東白川村の中におけるイメージアップであったり観光資源である部分ですので、それと次に登る山というのはずうっと決まっているわけで、その辺を実は今、教育長さんのほうへ向かってしゃべっていますけれども、本来、村がこの間のイメージアップ事業をどこをやっているかわからんとか、村の観光資源スポットを見直す部分でということ等も今回の減額の補正の中にありましたけれども、せっかく表彰等を受けた素晴らしい6山登山というやつをもっと積極的に村の観光等に生かしてもらえるように、今後の予算取りを教育のほうへ任せるのではなく、村の観光事業のほうでしっかり取り扱ってもらえないかという点を1点、村長のほうに質問させていただきます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

登山道については、整備をしていくのは、おっしゃるとおり、観光振興、あるいは地域振興の関係での予算が適切かと思えます。ただ今回は、学校から来年の事業を実施するに当たって、コースを変えてここに子供を連れていきたいという要望があって、これはPTAからも相談があったことだということで、今回の手掛岩山の若干の樹木の伐採は教育予算で間違いないというふうに思っています。

ただ、おっしゃるとおり、6登山を小学校の登山と絡めていくというのは、なかなか全部の道が同じ道を通るといってもないので、やはり子供の安全が一番大事ですので、一昨年も久須見からおりたいときに、どうしても学校の先生の要望でここをおろしたいというようなときには、登山道としてではなくて、学校の事業をやるための整備、こういう感じです。観光資源として登山道を整備するなら、もう少ししっかりとした取り組みでもってやりたいと。地域づくりの委員会の中でも、それがどういうステージになるかということもしっかりとつくった上でやっていかないと、中途半端なことを村外にPRすると、かえってマイナスのイメージになるよというような議論もあったので、ちょっと蛇足ですけども、今回、ビュースポットをやめたという裏話と申しますか、判断はそういうことでございます。確かに観光資源にもなってますけれども、それを登山道としてやるには、これぐらいの予算だけではなかなかとれない話であって、一旦何年間も前に整備をして登山マップもあるわけなんですけど、再考する必要があるかなということでございます。ちょっと蛇足の答えになったかもしれませんが、今回の予算については、学校からの要望に応えていくということで、教育活動の費用というふうに御理解をいただきたいと思えます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

1 番 今井美和さん。

○1 番（今井美和君）

簡易水道特別会計の9ページ、歳入のところで分担金なんですけど、補正額41万1,000円、加入者分担金、この分担金というのは、多分13口径のやつだと思んですけど、中通の6棟の分。これというのは当初の予算では入っていなかったということによろしいのかということと、あと次のページの歳出の積立金41万1,000円とあるんですけども、これとは別物という考えでよろしいんでしょうか。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

当初からの水道の加入金というのは予算に組んでいなかったというのが1つあります。それは、今空き家の住宅がありまして、もう既にいろんなところが壊れていて、貸せれないという住宅が5戸あります。その権利を続けるために水道料金だけは払って行っているものが5件ありまして、当初6件あったものが、ちょっとほかのほうで使いましたので5戸になってしまったということで1件足りないというのが今回の補正の理由でございます。

もう一つは、積立金に対しては41万1,000円の加入金が入るということで、それを基金のほうに積み立てるというものでございます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今、5棟、6棟と言われましたのは、5棟というのは村営住宅でもう使っていない、村が水道会計に対する権利が5つあったんだけど、6本引かなきゃいけないので1本足りないという説明でございます。

○議長（服田順次君）

ほかにありますか。

[挙手する者あり]

6 番 今井保都君。

○6 番（今井保都君）

それでは、2点ほど質問をします。

一般会計の農林水産業費の林業費のところの林道の総務費で、県単事業の林道工事が398万減額になっています。さっきも農道とか林道とかというのは村が維持管理をするのが義務だということをお聞きしたわけですけども、28年度は林道は県単事業はどれぐらいの量があったのかということをお聞きして、減額の理由をちょっとお聞きしたいのと、それからもう一つ、介護保険特別会計の中の歳出の部分の8ページになるわけですけども、認定調査費で臨時雇用賃金で50万出ていますけれども、これは認定調査費がかなりハードになって臨時雇用が必要になってきたのか、それ

ともその辺が私も推測で申しわけないんですけど、どういう理由かということをお聞きします。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

本数については今ここではわかりませんが、これは事業確定による減額でありますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村民課長。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

介護保険のほうの認定調査費の件費の50万円の増額でございますけれども、これも介護の調査をする認定調査員の方が3名やっただいておりますが、その調査件数の増加に伴う賃金の増額ということでございます。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

できればページ数を言っただいて、出していただくとありがたいです。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

簡易水道特別会計の11ページ、歳出の部分ですけど、3款1項1目簡易水道経営戦略策定委託料64万8,000円、これをちょっと覚えておいていただいて、下水道特別会計の歳出、8ページ、2款1項1目、同様に下水道経営戦略委託料、減額43万2,000円、合わせて108万ということだと思んですが、当初予算で下水道の経営戦略を立てないといけないよという説明でも委託をするということとで予算を組まれて、私どもも認めてきたということになると思うんですけど、自前でやりましたというお話がありました。外に委託して、108万かけてやるものと同様か、それ以上のものが自前でできるという判断で自前でやられたのかどうか、この辺の経緯を説明いただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

今回の経営戦略の策定につきましては、実際は見積もりではこの10倍の額がかかるということで、そのうちの一部だけでもコンサルにお願いして作成しようじゃないかという、最初はそういう試みをやったわけですが、何せ県内全ての市町村が各コンサルにみんなお願いするというようなことで、一部をお願いするということももうコンサル自体がパンク寸前でどこも請け負ってくれないというようなことで、もう自前でやるしかないというようなことで、まだ今現在作成中でございますけれども、そういう形で今回減額するというものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

14ページのところで、先ほどの関連になるわけですがけれども、林道の県単事業で。県支出金のところで農林水産事業費の県補助金の286万1,000円減額になっています。農林水産事業費県補助金が286万1,000円減額になっています。県のほうから県支出金でもらってきて減額ということは、これだけ事業費が余って済んだということで、これだけの金額は県のほうへ返還するわけですか。それともどういふあれになるわけですかね、このあれは。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

当初予算を組むときは、県のほうからこの事業について内示とか交付決定という形でいただくわけでございます。それはあくまでもこндаけ事業費がかかるからという形で申請をするわけですが、事業をやる場合は、入札とか、そういった感じで、どうしても入札差金とかが出てくるわけでございます。そういったときは、事業が終わってしまえば確定になりますので、当初見込んでおいた金よりかは少なくとも済んだから、こндаけは要らないよということで、歳入もマイナスになるということになります。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

ちょっと申しわけないですけど、マイナスになったということは、この金額は県のほうへ返還するわけですか。それともこれは。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

受け取りませんので、当初から入りませんので、あくまでも最初は数字だけの話になります。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から議案第21号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第15号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から議案第21号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第22号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（服田順次君）

日程第26、議案第22号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 今井義尚君。

#### ○建設環境課長（今井義尚君）

議案第22号 工事請負変更契約の締結について。次のとおり、工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

記としまして、契約の目的、集合型村営住宅建設工事。契約の方法、随意契約。契約の金額、変更前が6,696万円、変更後が6,812万6,400円。契約の相手側は、加茂郡東白川村神土4548番地5、有限会社新田建設、代表取締役 新田久。工事の場所は、東白川村神土中通地内ということで、説明資料の4ページをごらんいただきたいと思えます。

今回の契約変更につきましては、入札差金によりまして増減額を行いまして、金額の増額変更でございます。増額分としましては116万6,400円の増ということで、工事の変更内容につきましては、1から14までのそれぞれのものが増額分となります。この中で一番大きいものは、13番の倉庫の追加変更ということで、野外につくりつけの倉庫を6個分、各部屋に1個分ずつを増設したということが一番大きな変更でございます。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第22号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（服田順次君）

日程第27、議案第23号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 今井義尚君。

#### ○建設環境課長（今井義尚君）

議案第23号 工事請負変更契約の締結について。次のとおり、工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

記で、契約の目的、平成28年度簡易水道機器更新工事。契約の方法、随意契約。契約の金額につきましては、変更前が8,985万6,000円に対して、変更額が9,299万8,800円ということで、契約の相手側はわかりなく、岐阜市東金宝町1丁目18番地、名三工業株式会社岐阜営業所所長 松下健一。工事の場所は、東白川村神土越原地内ということで、説明資料の5ページをめくっていただきたいと思えます。

今回の簡易水道の機器更新工事におきましても、先ほどと同じように、精算による入札差金によりまして増額変更となります。全体では314万2,800円の増額変更となります。変更内容につきましては、大明神浄水場内の発電機室の吸気口の位置を当初は天井からとる予定でしたけれども、扉のところにガラリを設けまして、そこから空気を取り入れるという形に変更したり、あとは発電機から出る、発電機はディーゼル発電ですので、ディーゼルの排気ガスを出す取り回しの辺を変更したというようなことと、あと既設発電機の仮設運転工というようなことで、今まであった発電機を一旦切りまして外へ出します。その間、機器をそのままずるがえするわけですがけれども、下の台座とか、そういうところも構わないものですから、そのまますぐすりかえるわけにいかないというようなことで仮設が必要ということで、外に一旦前の発電機を置きまして、そこに1カ月か2カ月ほど置かなければいけないと。結局、水道というのは水道水をとめるわけにはいかないということで、

発電機もいつ停電が起きるかわからないというようなことで、仮設運転できるようにプレハブの部屋をつくりまして、そこに一旦仮設運転できる配線を整えるという変更がございまして、その増額変更ということでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第23号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第28、議案第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東白川村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議案第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成29年3月1日提出、東白川村長。

記、氏名、安江吉信。生年月日、昭和24年1月26日生まれ。住所、東白川村神土5336番地。

安江吉信氏は、平成23年7月1日に人権擁護委員に就任いただき、2期6年をもって、今回任期満了というところでございますが、今回3期目をお願いするというものでございます。安江吉信さんは、皆さん御存じのとおり、人格・識見とも高く、お人柄も温厚で人望も厚く、社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任者であります。人権擁護委員として御推薦したく、提案を申し上げます。御審議の上、お認めをいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

◎同意第1号から同意第3号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第29、同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから日程第31、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの3件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成29年3月1日、東白川村長。

記、加茂郡東白川村神土4584番地、新田充、昭和22年1月13日生まれ。

新田充様につきましては、再任をお願いするものでございます。長年、村の職員として務められ、固定資産評価につきましても精通をされております。なお、固定資産の評価委員会の委員につきましても、固定資産の評価額について住民の方から異議があったときに公平な立場で審査をいただき、そういう役割を担っていただく委員でございまして、任期は3年間でございます。

続いて、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法

第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成29年3月1日、東白川村長。

記、加茂郡東白川村越原2604番地、熊沢健、昭和9年4月16日生まれ。

熊沢様におかれましても、再任をお願いするものでございます。熊沢さんは、元村議会議員であり、議長経験もお持ちの方ということで、人格・見識とも問題がないと思って推薦をさせていただきたいと思います。

続いて、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成29年3月1日、東白川村長。

記、加茂郡東白川村五加3318番地、今井直美、昭和25年6月10日生まれ。

今井直美様におかれましても、再任をお願いするものでございます。今井直美様は、消防団本部幹部や自主防災会などの代表の経験をお持ちで、人格とも問題がないというふうに考えております。

3名の皆様とも人格・知見とも申し分ないと思いますので、いずれも再任ということで内諾をいただいておりますので、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決します。初めに、同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任に

つき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。50分まで10分間休憩します。

午後3時39分 休憩

午後3時49分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第25号から議案第33号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第32、議案第25号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第40、議案第33号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの9件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

本日ここに、平成29年東白川村議会第1回定例会に平成29年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様のご理解と御協力をお願いする次第でございます。

第1章 国の予算編成動向

この章につきましては、朗読を省略させていただきます。後ほどお目通しを願いたいと思います。

第2章から朗読、説明をさせていただきます。

第2章 本村の予算編成の基本方針

平成29年度の予算編成に当たっては、実質2年度目となる東白川村総合戦略と第5次総合計画の将来像に掲げた「豊かな自然と、美しい景観に包まれて、人がかがやく、地域力のあるむら、ひがししらかわ」の実現に向けた予算編成に取り組みました。

第3章 予算関連議案の概要

本議会に提出します平成29年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

第1 提出議案件数

予算関係 7 件、条例関係 2 件、合計 9 件。

## 第 2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度に比べ 1 億 4,000 万円減の 25 億 1,900 万円となり、前年度対比は減額となりましたが、中身については充実した予算を編成しました。

## 第 3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計 4 億 2,340 万円、介護保険特別会計 3 億円、簡易水道特別会計 3 億 3,270 万円、下水道特別会計 2,570 万円、国保診療所特別会計 2 億 6,840 万円、後期高齢者医療特別会計 3,720 万円。以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ 4,350 万円増の 13 億 8,740 万円です。

## 第 4 各会計予算額の合計

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ 9,650 万円減の 39 億 640 万円でございます。

## 第 4 章 一般会計の歳入の概要

歳入では、村税は景気の動向が不透明ですが、28 年度の実績を考慮し、前年度より 1.7% 増の 1 億 9,671 万円を計上しております。地方消費税交付金は、前年度より 15.9% 増の 3,800 万円を計上しております。なお、消費税引き上げの 3% 分については、社会保障財源として使途が限定されているため、社会保障関係費に財源充当しております。

地方交付税は、地域おこし協力隊事業等の特別交付税対象経費の増額を見込み、前年度より 1.7% 増の 11 億 8,000 万円を計上いたしました。分担金及び負担金は、県単農業施設整備分担金やプレカット施設修繕負担金の減額などにより、前年度より 50.8% 減の 742 万円の計上となりました。使用料及び手数料は、可燃ごみ袋販売代金の増額などを見込み、前年度より 1.4% 減の 5,867 万円の計上となりました。

国庫支出金は、臨時福祉給付金の終了や防災安全交付金の減額などにより、前年度より 10.4% 減の 1 億 4,190 万円の計上となりました。県支出金は、元気な産地改革支援補助金や森林整備地域活動支援交付補助金、参議院議員及び県知事選挙委託金の減額などにより、前年度より 16.5% 減の 1 億 5,883 万円の計上となりました。

村債は、交付税措置率が高い有利な過疎対策債を主に活用してまいりますが、高校生通学等支援事業や農地流動化奨励金、高齢者等外出支援事業などソフト事業の財源として 3,990 万円を計上し、はなのき会館大規模改修事業や中学校屋外運動場整備工事、小学校管理棟屋上防水改修工事、防災安全交付金事業、医療・福祉ゾーン整備事業、高性能林業機械導入補助金などハード事業の財源として 2 億 9,480 万円を計上し、これらに臨時財政対策債 6,000 万円を加えた総額は、前年度より 17.0% 減の 3 億 9,470 万円となっております。

また、繰入金は 1 億 8,760 万円で、そのうち財政調整基金繰入金は、28 年度において当初予算より 1 億円減額できる見込みとなりましたので、その分を含めて 1 億 5,000 万円を繰り入れる予定としました。また、関連して、繰越金についても 28 年度決算見込みから前年度より 70.2% 増の 8,133 万円を計上いたしました。

## 第 5 章 一般会計の歳出の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明をいたします。

## 第1 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

### 1. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。

中山間地域等直接支払推進事業は、第4期対策の3年目となり、4年目となる多面的機能支払交付金事業とともに継続して実施し、村の大切な資産である農地を守る事業を推進してまいります。

### 2. 林業・製材業・建築業担い手育成事業。

繰越事業となりました担い手住宅建築工事を実施するとともに、全国から木材関連産業の担い手を募り、事業所への就業を促進し、技術の習得のための研修など、受け入れ事業所への支援を行う予定です。

### 3. 農林業振興策。

農産物や特産品の流通、アンテナショップの拡大を図るとともに、収益の増益と知名度アップを図ってまいります。元気な農業産地構造改革支援事業で、めぐみの農協が実施するトマト予冷庫の整備への補助を行うなど、美濃白川トマト産地の生産体制を強化します。

有害鳥獣対策では、引き続き狩猟登録への補助を行うほか、捕獲頭数の増加見込みによる報償金の増額など対策の充実に努めてまいります。

また、集落営農活動を推進し、営農用施設整備への補助を行うとともに、組織が取り込む水田を中心とした農地の集約にも農地流動化奨励金制度を活用してまいります。

林業振興では、今後100年をかけ、本村全域が望ましい森林の姿となることを目指し、29年度より団地ごとの森林づくり構想を樹立します。継続事業として、森林整備地域活動支援交付金事業により山林環境を保全するとともに、みなとモデル事業での実績と信用で2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピック関連の施設建設に向けて、F S C材の需要拡大の推進を図ってまいります。また、森林組合やプレカット協同組合が実施する機械整備の補助を予定しています。

### 4. 商工業振興策。

商工会経営改善普及事業及び中小企業退職金共済制度、商品券発行事業への補助や商工業設備資金利子補給を継続して行います。また、28年度に引き続き事業所の従業員の資格取得に係る経費の補助を行います。

### 5. 地域活性化策。

地方創生事業として、ECモール（つちのこマルシェ）による村内製品の販売促進やフォレストスタイル事業の管理運営を行うとともに、28年度に増員しました4名の地域おこし協力隊員を第三セクター会社のみよりの郷東白川及び新世紀工房、ふるさと企画へ派遣し、地域活性化事業を推進してまいります。

## 第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

### 1. 県単土地改良事業・県営中山間事業等。

県単土地改良事業による中通農道路面修繕工事を実施するとともに、県営中山間地域総合整備事業により、大明神山元橋仮設工事を予定しています。また、県単林道工事で小峠線ののり面改良を、

県単治山工事で井の洞谷流路工整備を予定しています。

2. 急傾斜地崩壊対策事業。

中学校付近の上小林急傾斜地崩壊対策事業を継続推進してまいります。

3. 危険木除去事業等。

危険木除去事業や枯損木処理緊急整備事業、村道日照支障木除去事業を引き続き実施します。

4. 防災対策事業。

防災対策として、避難所の防災倉庫への備蓄品の配備を引き続き行います。また、小型動力ポンプつき積載車1台を更新し、消防団活動の充実を図ります。

また、防災計画でのレッドゾーン解消を図るため、神土中ノ谷及び越原曲坂川の砂防事業を推進し、29年度は調査設計を予定しています。

5. 道路橋梁維持事業。

社会資本整備総合交付金事業により、杉林線の道路改良を行うほか、防災安全交付金事業で魚戸線落石対策工事を初め、路面や橋梁の修繕工事を予定しています。

6. 官民共同の地域づくり支援事業。

新規事業として、住民がみずから生活に密接した施設を整備する事業に必要な支援をしてまいります。

7. 地籍調査事業。

山林の境界明確化を推進するため、地籍調査事業を引き続き実施し、新規地区として日向集落の調査を予定しています。

8. 人口対策推進事業。

I・Uターン者の定住のための補助や出産祝い金事業を引き続き行うとともに、定住促進を目的とした奨学金返済支援補助等を新たに予定しています。

### 第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 高齢者等外出支援事業。

高齢者や障害者の皆様を対象に、診療所や役場、金融機関のほか介護予防教室の参加への送迎を行う外出支援サービスと透析治療や中核病院への通院支援を行うほか、28年度に引き続き濃飛バスの休日のバス運行廃止に伴う代替措置として、村単独での朝、夕2回の送迎車両運行事業を行います。

2. 予防接種事業等。

インフルエンザの集団感染を防ぐためにワクチンの接種費用について、1歳児から中学生までと生活保護世帯等は全額補助を、高齢者は一部補助を継続して実施するとともに、定期接種となった高齢者肺炎球菌ワクチン接種の一部補助を行います。また、中学2年生全員を対象にピロリ菌検査を全額補助で行います。

3. 福祉生活支援事業。

低所得高齢世帯等へのつちのこ商品券配布事業と、在宅での要介護者や生後7カ月までの乳児の

いる世帯等へのごみ袋無料配布事業を引き続き実施します。

#### 4. 障害者対策、高齢者対策事業。

神土地区のふれあいサロンは2年目に入り、コミュニティー拠点としての利用拡大を図るとともに、繰越事業となりました五加地区の高齢者交流サロン整備事業では、施設を早期に完成させ、高齢者や地域住民との交流を通して、健康寿命の延伸や仲間づくりの輪を広げてまいります。また、越原地区の高齢者交流サロンにつきましては、建設推進に向けて引き続き検討を行います。また、障害児の通学支援や老人クラブ運営支援を引き続き進めてまいります。

#### 5. 子育て支援事業。

3歳以上児の保育料の無料化や病後児保育、学童保育の支援など引き続き子育て世代をサポートしてまいります。

#### 6. 高校生の支援事業。

引き続き通学に係る各種補助のほか、村内に居住する高校生等の医療費無料化を実施してまいります。

### 第4 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

#### 1. 小・中学校運営。

29年度は、新たに小・中学校ともタブレット端末を活用した授業に取り組みます。また、教育環境整備では、学校備品の整備のほか、小学校で管理棟屋上防水修繕工事を、中学校で屋外運動場整備第1期工事を予定しています。

#### 2. 保健体育事業。

スポーツ・トップアスリート交流事業を引き続き開催するとともに、村民の健康と体力保持の増進を図るため、ウォーキング大会や軽スポーツ大会を実施します。

#### 3. 公民館事業。

はなのき会館の老朽化に伴う大規模改修第2期工事と30年度に予定している第3期改修工事の実設計を予定しています。また、ソフト事業では、隔年で開催している文化講演会を計画しています。

## 第6章 特別会計の予算概要説明

### 第1 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、加入者667人（前年度686人）を想定し予算編成をしております。主たる財源であります保険税は5,878万円で、前年度と比べ2.5%減となりましたが、税率は据え置くことといたしました。

予算額は、給付費の増や直営診療施設会計繰出金の増などで前年度より1.0%増の4億2,340万円となっています。

国では、国保制度の安定化に向けた改革として、平成30年度から都道府県が運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業推進などについて中心的な役割を担い、市町村とともに国保制度の安定化を図るとしてまいります。村においては、医療費の適正化に向けて、加入者一人一人の健康

増進を図るため、国保診療所と連携し、健康指導等を通して、特に生活習慣病予防を目的とする特定健康診査の受診率向上に努め、被保険者の健康の維持や疾患の予防、早期発見により医療費の適正化を図り、国保財政の健全化に努めます。

また、保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められた強制執行なども実施いたします。

## 第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者992人（前年度1,010人）を想定し予算編成をいたしました。予算額は3億円で、前年度と比べ0.3%減となっていますが、制度の改正により、要支援者に対する訪問介護と通所介護の予防サービス給付が地域支援事業へ移行することになったため、介護保険給付費が自然減も含めて1,304万7,000円の減となり、関連して地域支援事業費は937万4,000円の増になっております。

29年度は、第6期介護保険事業計画の3年目で最終年度となりますので、第7期介護保険事業計画を樹立するとともに、さらに介護予防事業を重視し、要支援、要介護状態等となる可能性のある高齢者を早期に把握し、より効率的な介護予防のあり方や地域包括ケアシステムの構築について研究するとともに、地域ぐるみで実践することで介護保険制度の健全運営に努め、利用者へのサービスを安定的に提供することを行政の責務と認識し努力を重ねてまいります。

## 第3 簡易水道特別会計

簡易水道は、平成4年度に事業着手し、現在の給水件数は987件で、全村に給水しております。

29年度からは5カ年計画で曲坂水系施設の国庫補助機器更新事業に着手し、初年度は曲坂浄水場の管理棟の計測機器や計装盤等の更新を予定しています。

その他の施設についても更新の時期になっているため、少しでも長く使用できるよう適切な維持管理や改修工事を進め、安全で正常な水道水の供給に努めてまいります。

予算額は3億3,270万円で、簡易水道建設事業費の増により、前年度と比べ11.6%増となっています。

## 第4 下水道特別会計

下水道施設として、4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区19戸、平西地区34戸、平東地区23戸、平中地区20戸、合計96戸となっています。各組合の御尽力により安定した運営をしていますが、一部加入者の減少が見られますので、各組合が引き続き安定した経営を行えるように対策を講じてまいります。

また、当施設も稼働後14年以上を経過しており、機器が老朽化してきているため、平西地区において機器の更新を行います。予算額は2,570万円で、一般管理費の増により、前年度と比べ1.0%の増となっています。

## 第5 国保診療所特別会計

診療所は、地域の医療機関としての責任と村民の皆様からの期待を認識し、村民の疾病治療と健

健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

医師の確保や職員の高齢化など、僻地医療を取り巻く問題は山積していますが、さきの診療所事業改革委員会の答申に沿って経営改善に努めてまいります。

医業管理費では、職員の定年退職に伴い、新たな看護師1名を採用したこともあり、給与費が前年度より35万円の減となっております。医療機器等の整備では、老朽化に伴い心電図、ホルタ記録器の更新を予定しています。医療・福祉ゾーン整備計画では、第1期事業として、診療所及び老健施設と関連する用地整備の実施設計を予定しています。予算額全体では2億6,840万円で、前年度と比べ2.6%増となっております。

## 第6 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害がある方617人を想定し、保険料の徴収及び申請書の受付事務等に係る経費を計上いたしました。予算額は3,720万円で、前年度と比べ2.6%の減となっております。

## 第7章 むすび

以上のとおり、平成29年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の概要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

28年度は、幸いにも大きな豪雨災害が発生しておらず安堵しているところではありますが、昨年の異常気象はいつどこで災害が起こるかわからない状況であります。このような有事に対する備えを充実しなければならないと考えております。

これで万全とは到底まいりませんが、今後も基金の積み立てや公債費の管理等を行い、適正な財政運営に努めながら、地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するように、職員とともに知恵と汗を出して東白川村を運営してまいり所存でございますので、村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げます。平成29年3月1日、東白川村長 今井俊郎。以上でございます。

### ○議長（服田順次君）

ここで暫時休憩とし、CATVの退室をお願いします。

午後4時12分 休憩

---

午後4時13分 再開

### ○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、新年度予算関連条例等の説明を行っていただきたいと思っております。

建設環境課長 今井義尚君。

### ○建設環境課長（今井義尚君）

議案第25号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。  
平成29年3月1日提出、東白川村長。

次のページをめぐっていただきまして、東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項の別表1 中平中住宅項位置欄中「五百九十五番地七」を「五九五番地七」に改め、平中住宅の次に次のように加えるということで、新旧対照表の60ページをごらんいただきたいと思ひます。

別表の第1のその他住宅の名称、位置、構造、建築内棟数は次のとおりとするということで、61ページを開いていただきますと、改正後の案ということで表が出ております。

次に62ページ、平中住宅のところを見ていただきますと、東白川村神土595番地7、これは改正後でございます。改正前が現行というところで、次のページ、63ページに改正前が「五百九十五番地七」というふうに位置をあらわしておりますけれども、統一するために「五九五番地七」に置きかえるものが1つと、もう一つ、今現在つくっております中通荘A棟、位置が東白川村神土2947番地、木造瓦ぶき平家建て、平成28年築で、1棟6戸単身用というものを新たに追加するものでございます。

第14条1項の別表第2 中平中住宅の項の次に次のように加えるということで、新旧対照表の65ページに、新たに中通荘A棟ということで、家賃が2万5,000円というふうに追加するものでございまして、本表に戻りまして、附則で、施行期日、この条例は、平成29年3月21日から施行する。

経過措置として、この条例による改正後の規定は、この条例の施行日以後に設置される村営住宅について適用し、施行日前に設置された村営住宅については、なお従前の例によるというものでございます。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

安江良浩君。

#### ○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第26号 東白川村条例の左横書きに関する特別措置条例について。東白川村条例の左横書きに関する特別措置条例を別紙のとおり提出する。平成29年3月1日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきたいと思ひます。

東白川村条例の左横書きに関する特別措置条例。

（趣旨）第1条、この条例は、この条例の施行の際、現に効力を有する東白川村の条例の形式を左横書きに改めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（左横書きの措置）第2条、既存の条例は、全て左横書きに改める。この場合において、左横書きに伴う字句の改正、その他必要な措置については、次条から第6条までに定めるところによる。

（数字等）第3条、既存の条例中の漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合において、3桁ごとに区切る必要がある数字については、「，」により区切るものとする。

1. 固有名詞。2. 数量的な意味の薄い語。3. 数値をあらわす単位として必要な場合は、「億」または「万」を用いることができる。4. 号の番号は、アラビア数字を「( )」で囲んだものに改める。5. 号の中を区分する符号は、片仮名による五十音順に改める。

(字句) 第4条、既存の条例中「左の」を「次の」に、「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改める。

(表等) 第5条、既存の条例中の表及び様式は、その形式が既に左横書きになっているもの及び特にその形式を縦書きに定める必要があるものを除き、その右上端が左横書きの左上端になるよう位置を改める。

(用字、用語、送り仮名等) 第6条、既存の条例中に用いている用字、用語、送り仮名等の使用については、法令における漢字使用等について及び法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記についてによる基準に従い統一する。

(その他) 第7条、第3条から前条までに定めるもののほか、既存の条例中の字句等で整理、統一、その他の整備を必要とするものについては、その内容に変更を及ぼさない範囲において措置するものとする。

この横書きのメリットでございますが、読みやすさにおいては、縦書きよりも横書きのほうが目を移行する距離が短く、かつ生理的な視野も縦より横のほうが広いため、それだけ能率的であり、疲労度も少なく済みます。また、数字の表記においては、縦書きの漢数字よりも横書きのアラビア数字のほうが読み間違いが少なく済みます。一般の公文書がほとんど横書きになっている今日、例規集も読みやすい横書きを採用する必要があると思われまます。

また、パソコンに使用されているワープロソフトが横書きの対応のため、一般住民においては横書きが一般的であり、そのため、縦書きを横書きに見立てた例規公開は住民にとっては不便を生じることになります。現状の例規総合管理システムも横書き対応のため、システムに合わせて横書き化を進め、業務の効率化を図ることができます。

ちなみに、岐阜県内の自治体においても、平成29年2月末現在でございますが、42団体中40団体が既に横書きとしております。それで、別冊でございますが、右上に資料と書いたものがございませす。今は左とじになっておりますが、横書きにすることで左とじになります。それから、横書きでございませすので、漢数字がアラビア数字になっております。次めくっていただきまして、議事日程等につきましては変わりませせんが、3枚開いていただきました条例の一部改正の条例をここに見本でつけております。横書きになりますので、漢数字がアラビア数字、52万円とか54万円ということで、「万円」をつけたような表記になっております。

次の予算関連の議案書でございますが、ここにつきましては、システムから打ち出した資料につきましては、システム上、これは前と変わりませんので、同じものがこういった形でつくようなイメージでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月2日の本会議は午前9時30分から開催いたしますので、お願いをいたします。

本日はこれで延会といたします。

午後4時23分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員